

第3期

静岡市教育振興基本計画

～たくましくしなやかな子どもたちを育てるために～

静岡市教育委員会

令和5年3月

計画の策定にあたって

令和の時代を迎え、自然災害や感染症の拡大はもとより、想定外という言葉では簡単に片付けられないほど様々な事が起こりうる環境に私たちは生きています。多くの人はこれまでの価値観を揺るがすほどの出来事がいつ起きたとしても不思議とは感じないのではないのでしょうか。

本市教育行政を取り巻く環境が著しく変容する中、平成27年度から展開してきた「第2期静岡市教育振興基本計画」の成果や課題等を踏まえ、これからの8年間の本市教育施策のビジョンや指針を示す「第3期静岡市教育振興基本計画」をこの度策定いたしました。

本計画の目標年次である令和12年はどのような時代を迎えているのか、予測困難な時代にあっても教育が社会を形成する根幹であることに変わりありません。

このような時代の転換期だからこそ、「たくましくしなやかな子どもたち」を目指す子どもたちの姿として定め、着実に取組を進める必要があります。

なお、「たくましさ」には、複雑で変化の激しい社会においても、自らの豊かな未来を切り拓いていく力強さや粘り強さを、「しなやかさ」には時代の潮流を敏感に捉え、順応し、牽引できる人材となるために必要な協調性、多様性、柔軟性を備えた子どもたちを育てていくという思いが込められています。

また、本計画と同様に令和5年度からスタートする第4次静岡市総合計画では、「『世界に輝く静岡』の実現」を本市のまちづくりの目標としています。この総合計画における子ども・教育分野とも整合を図りながら、学校教育をはじめとした幼児教育、文化・スポーツ振興、生涯学習など幅広い教育活動を通じて、「世界に輝く静岡」の具体的な姿である「市民(ひと)が輝く」、「都市(まち)が輝く」まちの実現のための「人づくり」を進めていきます。

本計画の策定にあたり、ご協力いただきました関係者の皆様には心より感謝申し上げますとともに、今後8年間にわたる本計画の推進につきましては、より一層、様々な方々の主体的な関わりを必要としています。関係者の皆様、そして市民の皆様には引き続き、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年3月
静岡市教育委員会

教育長 赤堀 文宣
委員 藤田三佐子
委員 佐野 嘉則
委員 杉山 節雄
委員 松村 龍夫
委員 永松 典子

目次

第1章 計画の基本的事項

第1節	計画の趣旨	1
第2節	計画の位置付け	1
第3節	計画の対象	1
第4節	計画の構成と計画期間	1
第5節	計画の進行管理	2

第2章 本市教育を取り巻く環境

第1節	時代の潮流、我が国を取り巻く社会経済情勢	3
第2節	第2期計画の振り返り(主な取組と成果)	7
第3節	本市教育の現状と課題	12

第3章 本市教育施策の基本的な方向性

第1節	目指す子どもたちの姿	20
第2節	4つの基本的な方向性と11の重点的に取り組む事項	21
第3節	体系図	21

第4章 4つの基本的な方向性ごとの施策と主な取組

第1節	方向性1【子どもの知・徳・体の育成】	23
第2節	方向性2【一人ひとりの幸福の実現と多様性の尊重】	36
第3節	方向性3【教育環境の整備・充実】	42
第4節	方向性4【協働してつくる持続可能な学びの推進】	49

第5章 計画期間内に重点的に取り組む事項

第6章 計画の推進方策



第1章

計画の基本的事項

第1節 計画の趣旨

本市では、平成27年3月に「第2期静岡市教育振興基本計画」(平成27(2015)年度～令和4(2022)年度)を策定し、次世代を担う「たくましくしなやかな子どもたち」の育成を基本理念として、教育行政を推進してきました。

令和4(2022)年度末に当該計画の計画期間が終了することから、これまでの基本理念を継承しつつ、時代の潮流や我が国を取り巻く社会経済情勢などを踏まえ、本市教育のビジョンと教育振興のための具体的な施策を総合的かつ体系的に示す「第3期静岡市教育振興基本計画」(以下「本計画」という。)を策定しました。

第2節 計画の位置付け

本計画は、教育基本法第17条第2項(解1)により、地方公共団体に策定が求められている「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」です。

本市市政運営の最上位計画である「第4次静岡市総合計画」と連動していくとともに、幼児教育や文化・スポーツ、生涯学習など、本計画と関連する各分野の個別計画と整合を図りながら、総合的に教育の振興のための施策を推進するものです。

第3節 計画の対象

こども園、幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校を中心として、子どもたちを取り巻く家庭、地域社会、これらを支える行政を含めた教育に関わる取組を対象とします。

※なお、本計画では、社会教育分野に関しては、主に地方自治法第180条の7の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則に基づき、教育委員会の権限に属する事務を市長部局に補助執行させる事務を対象とします。

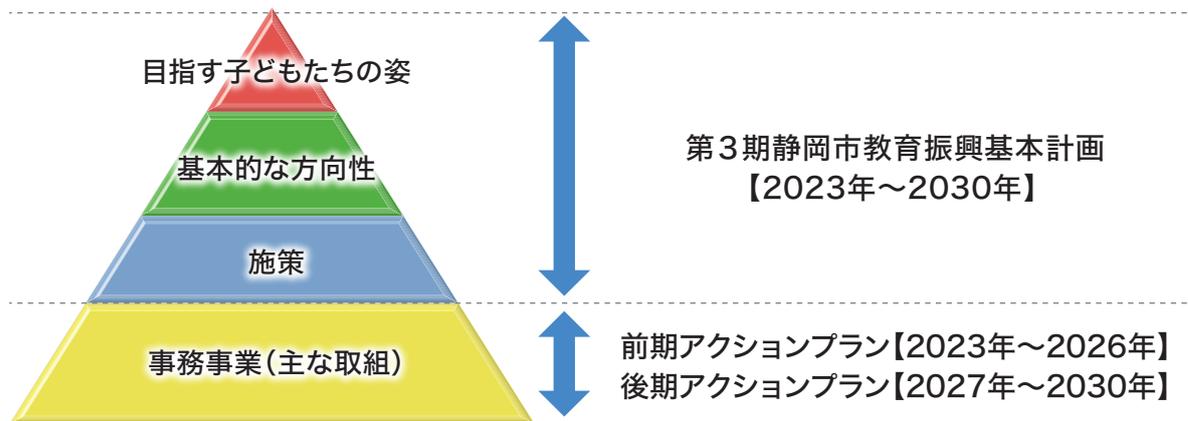
第4節 計画の構成と計画期間

本計画は、「第4次静岡市総合計画」に合わせ、令和5(2023)年度から令和12(2030)年度までの8年間の計画期間とします。

8年間の計画期間を通して実現を目指す「子どもたちの姿」を基本理念として掲げながら、その実現のために必要な取組を「基本的な方向性」、「施策」、「事務事業」の階層で体系的に整理します。「事務事業」については4年ごとに見直しを行う「アクションプラン」として位置付け、時代の潮流や社会変化に柔軟に対応できる構成としています。



● 第3期静岡市教育振興基本計画の構成



● 計画期間

	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)
基本計画	8年計画							
アクションプラン	前期4年				後期4年			

第5節 計画の進行管理

本計画の進行管理として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項(解2)の規定に基づき、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」(以下「点検・評価」という。)を実施します。

具体的には、本計画の各施策に位置付けた事務事業において、取組状況や有効性の観点から点検・評価を実施し、計画の進捗管理を行うとともに、点検・評価の結果を踏まえ、計画内容や事務事業の見直しに反映することで、より効率的で効果的な教育の実現を図ります。

点検・評価は、学識経験者の知見の活用を図りつつ、教育委員会が毎年度実施するもので、その結果に関する報告書を市議会に提出するとともに、一般に公表することとしています。



第2章

本市教育を取り巻く環境

第1節

時代の潮流、我が国を取り巻く社会経済情勢

(1)SDGs(解3)の推進

気候変動、自然災害、貧困、格差、感染症など、地球規模の人類共通の課題に対応するため、2015国連サミットにおいて全会一致で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」の教育分野において、「すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」ことが求められています。

(2)Society5.0(解4)時代の到来(デジタル化の進展)

2030年頃には、IoT(解5)やビッグデータ(解6)、AI(解7)等をはじめとする技術革新が一層進展し、社会や生活を大きく変えていく超スマート社会(society5.0時代)の到来が予想されています。

(3)グローバル化及び技術革新の進展

あらゆる場所でグローバル化は進展し、産業分野や交通分野での技術革新により人間の生活圏も広がっています。また新興国が急速に経済成長し、国際社会における存在感が増しており、我が国の相対的な地位の低下や人材の流動化、人材獲得競争などのグローバル競争の激化が予想されています。

(4)厳しい経済雇用情勢と進学率の向上

新型コロナウイルス感染拡大の影響から、サービス業をはじめとした各分野の労働者の雇用、労働時間、賃金等が大きな影響を受けるなど、厳しい雇用情勢が続いています。また、近年では、雇用形態の変容や多様な働き方を求める労働者側のニーズの高まりにより、非正規雇用で働く若年層の割合が増加している現状があります。一方で、厳しい雇用情勢の中、将来の選択肢を増やし、就職を有利にするため、大学への進学率が上昇傾向にあります。

(5)価値観・ライフスタイルの多様化

社会構造の変化、科学技術の進化、少子高齢化による家族形態の変容、情報化等により、人々の価値観やライフスタイルも変化しており、多様なニーズに応じたきめ細やかな教育が求められています。



(6) 人口減少、少子高齢化に伴う生産年齢人口(解8)の減少

国の人口は2010年をピークに減少を始め、同時に急速な高齢化が進行しています。人口減少・少子高齢化は、地域活力の低下や経済活動の停滞などの影響を及ぼすことが懸念されます。

静岡市の人口は、国よりも20年早い1990年から減少を続けており、2020年の国勢調査では70万人を下回りました。移住促進など、人口の社会増のための取組を進めているものの、今後も更なる人口減少・少子高齢化は避けられないと見込まれます。

(7) 自然災害、感染症等のリスクの増加

自然災害の激甚化・頻発化や新型コロナウイルス感染症、国際情勢の変化など、想定外の事態が発生するリスクが増加しています。

(8) 公共施設の老朽化

学校や図書館をはじめとした多くの公共施設の老朽化が全国的に進み、更新の時期を迎えています。

(9) 人生100年時代の到来

我が国は、健康寿命が世界一の長寿社会を迎えており、今後更なる健康長寿の延伸も見込まれます。これに伴い、超高齢化社会に向けた働き方の多様化、幼児教育から社会人教育までの生涯を通じた教育の多様化、豊かな老後を過ごすための生涯設計の多様化等が予想されます。

(10) 地域コミュニティとつながりの変化

人口減少や少子高齢化、人口流動、価値観やライフスタイルの多様化、生活空間・都市構造の変化等に伴い、近所付き合いの希薄化など地域コミュニティの状況も変容しており、地域のつながりの重要性が一層増しています。

(11) 国の教育制度改革の動き

① 第3期教育振興基本計画の進展と第4期計画の策定

国の「第3期教育振興基本計画」では、第2期計画の「自立」「協働」「創造」の方向性を継承しつつ、2030年以降の社会変化を見据えた教育政策の在り方が示されました。令和5年中に策定される第4期計画については、超スマート社会を念頭においたウェルビーイング(解9)、「デジタル」と「リアル」の最適な組合せ、幼児教育から大学院までの連続性・一貫性を持った社会のニーズに応える教育のあり方等について、中央教育審議会(解10)(以下「中教審」という。)へ諮問(令和4年2月7日)がなされました。



② 令和時代の日本型学校教育の推進(令和3年1月26日中教審答申)

中教審では、Society5.0時代の到来、自然災害や感染症の拡大など予測困難な時代を生き抜くため、新たな動き(新学習指導要領、GIGAスクール構想(解11)、学校における働き方改革)をこれまでの日本型教育にミックスさせ、全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現を目指す「令和時代の日本型学校教育」を推進していくことが示されました。また、令和時代の日本型学校教育の推進を担う教師のあり方に関し、求められる資質・能力の再定義や、教員免許のあり方、環境整備等について諮問(令和3年3月12日)がなされました。

③ 新学習指導要領の全面实施

2017年に学習指導要領等が改訂され、幼稚園から、小学校、中学校、高等学校と順次全面实施されました。新要領では、これからの変化の激しい時代を生き抜くための資質・能力を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱に整理した上で、学校と社会との連携・協働によりその実現を図る「社会に開かれた教育課程」の実現、学習効果の最大化を図る「カリキュラムマネジメント」の確立、児童生徒の「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進めています。

④ GIGAスクール構想の推進

小学校から高等学校において、校内LANの整備を推進するとともに、小中学校全学年の児童生徒一人一台端末環境の整備を目指し、家庭への持ち帰りを含めた環境整備を図ることが示されました。また、文部科学省CBTシステム(解12)の活用やデジタル教科書の導入、高等学校への一人一台端末の整備等について、検討が進められています。

⑤ こども家庭庁の創設

令和4年6月、「こども家庭庁設置法」が成立、公布され、また、同日に子どもの権利擁護に関する理念や子ども施策の基本となる事項を定めた「こども基本法」が成立しました。これにより、令和5年4月1日に内閣府の外局として、こども政策の司令塔を一本化し、一元的に推進する「こども家庭庁」が創設されます。

⑥ 小学校高学年における教科担任制の検討

令和3年1月26日中教審答申において、令和4年度を目途に、小学校高学年における教科担任制の本格的導入が必要とされたことを踏まえ、当面は外国語、理科、算数及び体育の特定教科における教科担任制の推進を図ることを中心に、定数措置の検討が進められています。



⑦ 新しい時代の高等学校教育の実現に向けた制度改革等

令和3年1月26日中教審答申及び高等学校の在り方ワーキンググループにおいて、1)各高等学校の特色化・魅力化、2)普通科改革、3)高等学校通信教育の質の保証、4)多様な学習ニーズへの対応、等に向けた方策が提言されたことを踏まえ、これらを推進するため、令和3年3月31日付で学校教育法施行規則、高等学校設置基準、高等学校通信教育規程等が一部改正されました。

⑧ 学校における働き方改革

平成31年1月25日中教審からの答申に基づき、文部科学大臣を本部長とする「学校における働き方改革推進本部」を設置し、勤務時間管理の徹底や学校・教師が担う業務の明確化・適正化、教職員定数の改善充実、専門スタッフや外部人材の配置拡充、部活動改革など、学校の働き方改革の推進に向けた取組が進められています。

⑨ コミュニティ・スクール^(解13)と地域学校協働活動^(解14)の一体的な推進

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正(平成29年4月1日施行)が行われ、学校運営協議会の設置が各教育委員会の努力義務とされたことで、コミュニティ・スクールの導入数が飛躍的に増加したことに加え、学校と地域学校協働本部、様々な立場の人同士をつなぐための連絡調整役を担う地域学校協働活動推進員が規定され、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進することが示されました。また、令和2年度から、地域の抱える課題の解決について支援する専門人材である「社会教育士」^(解15)制度が始まりました。



第2節 第2期計画の振り返り(主な取組と成果)

本市では、これまで、平成27(2015)年度から令和4(2022)年度を期間とする「第2期静岡市教育振興基本計画」に基づき、様々な教育振興のための取組を推進してきました。

(1) 学力向上支援策の推進

全国学力・学習状況調査(解16)の結果等を分析し、訪問指導や研修を通じた授業改善を実施しました。また基礎的な学力に課題を持つ子どもを対象に、学習支援(学力アップサポート事業)を実施しました。

この結果、全国学力・学習状況調査の平成27年度～令和4年度において、小中学校の国語、算数・数学の点数は、概ね全国平均を上回る結果となりました。また、学力アップサポート事業参加児童生徒の事後調査において、学力の向上及び学習に対しての意欲向上が見られました。

(2) 静岡型小中一貫教育(解17)の実施

小中一貫教育準備委員会の開催、小中一貫教育スポットグループによる実践研究等を経て、各グループが学校経営方針及び教育課程を編成しました。この結果、全43グループが「静岡型小中一貫教育における12の指標」全てで100%を達成し、地域と協働する取組を行う体制が整いました。

先駆的に取組を進めた研究グループでは、9年間の系統性を意識した授業により、教科の学習が好きだと回答する中学生や、中学入学を心待ちにする小学生が増加したほか、地域と協働した防災の取組では、「子どもたちが地域の防災活動へ参加してくれ、地域の活性化に繋がった」「子どもたちの自主性が高まっている」との声が地域の方から聞かれました。このような実践事例を全43グループ校の教職員や地域の方、市民へ広く周知し、全市的な理解が進みました。なお、令和4年度より小中一貫教育を全市で一斉実施しているほか、中山間地域においては施設一体型の小中一貫校を開校しました。



学力アップサポートの様子



防災学習における児童生徒の交流の様子



(3) ICT教育の推進

高速大容量の通信ネットワークを整備するとともに、情報端末約49,000台(小学生、中学生及び教員用)を配備しました。また、授業におけるICT機器活用をサポートするICT支援員を配置するとともに、ヘルプデスク機能を有するGIGAスクール運営支援センターを開設しました。

この結果、教職員のICT活用に関する知識が深まり、情報端末の活用が進んだことで、「個別最適な学び」及び「協働的な学び」の実現に向けた取組が広がりつつあります。また、登校できない児童生徒の家庭と教室をつないだ学習の実践や情報端末の持ち帰りにより、学校と家庭における学習に連続性・つながりを持たせることができました。

(4) グローカル(解18)人材の育成

異なる文化の人々と自信を持ってコミュニケーションをとることができ、地元への愛情を持ちながら国際的に活躍できる子どもを育てるため、独自英語教材「しずおかグローバルタイム」の活用や、英語が堪能な地域人材(GET)(解19)、ALT(解20)の活用、英語に触れる機会の創出、しずおか学副読本の活用などに取り組んできました。

この結果、GETを活用した授業等において児童のコミュニケーション力の向上が見られました。また、しずおか学で学んだ内容を市内外・他県の方に伝える活動等を実施するなど、地域や静岡市に愛着と誇りを持ちながら、社会や世界に広く目を向けることのできるグローバル人材の育成が図られました。



ICTを活用した授業の様子



学級担任とGETの授業風景



(5)おいしい給食の提供と食育の推進

全小中学校で、「食に関する指導の全体計画」をもとに、教職員と栄養教諭・栄養士による食育指導を行ってきました。また、静岡のブランド食材を使用したわくわく給食の実施のほか、お茶を使ったメニューやお茶の提供等により、地場産物を活用した静岡ならではの献立を実施してきました。

この結果、子どもの地場産物への興味を高めることができたほか、本市のホームページ中の学校給食紹介ページや食育啓発資料の内容を充実させたことで、家庭、地域での食育が進みつつあります。

(6)学校図書館の充実

令和元年度に学校図書館支援室を設置し、学校図書館サービスを担う学校司書を市内全小中学校に配置しました。また、学校図書館ガイドラインの作成や研修の実施により、「読書センター」「学習センター」「情報センター」の機能を生かした図書館づくりを進めてきました。

この結果、学校図書館担当者と学校司書が連携・協力し、学校図書館を活用した授業を行うことができるようになったほか、子どもたちにとっても親しみやすい場所となっています。

(7)特別支援教育の充実

平成29年度に全国初の巡回指導に重点を置いた肢体不自由通級指導教室を開設しました。また、特別支援教育支援員等の配置、自閉症・情緒障害学級への非常勤講師の配置、特別支援教育専任コーディネーター養成研修や特別支援教育リーダー研修の開始、医療的ケア実施のための小・中学校看護師の配置など、特別な支援を要する児童生徒への支援体制を整えてきました。

この結果、安心して学校生活を送る児童生徒の姿が見られるようになりました。また、自閉症・情緒障害学級に非常勤講師を配置した学級への調査にて、児童生徒の学習内容の理解や学習態度が向上したことがわかりました。



学校図書館読み聞かせの様子



自閉症・情緒障害学級の様子



(8) 外国につながる子どもたちの支援体制の充実

日本語指導が必要な児童生徒が日常生活や学習に必要な日本語を習得し、学校生活全般に適応できるよう、これまでの森下小学校内、特別支援教育センター内、清水有度第一小学校内の日本語指導教室に加え、令和4年度は清水三保第二小学校内に教室を開設し、訪問指導含め、支援体制を充実させてきました。

この結果、令和3年度に日本語指導を受けた児童生徒へのアンケートでは、92%の児童生徒が「学校の生活が楽しい」と答えたほか、83%の児童生徒が「授業が分かるようになった」と答えるなど、支援の成果が表れています。

(9) 不登校対策の推進

教員の不登校対応力向上のための不登校対応研修プログラムの実施や、中学校に加え、小学校へのサポートルーム(解21)の新設と教育相談員(解22)の配置、訪問教育相談員(解23)の活用など、不登校の子どもたちへの支援の充実に取り組んできました。

この結果、訪問教育相談員が関わった児童生徒に改善が見られたほか、教室以外の居場所をつくることで、学校で過ごす時間が増えた児童が見られるなど、不登校対策における着実な成果が表れています。

(10) 子どもの貧困対策の充実

スクールソーシャルワーカー(解24)の活用により、問題を抱える保護者や子どもの相談に応じるとともに、生活困窮世帯やひとり親家庭への学習支援・生活支援を実施しました。

この結果、隠れた貧困の掘り起こしが図られたとともに、生活困窮世帯の子どもたちに対して社会を生き抜く力を身に付けさせ、貧困の世代間連鎖を防止するための支援施策を推進することができました。



日本語指導教室での指導の様子



サポートルームでの活動の様子



(11) 教職員の働き方改革の推進

学校における働き方改革プランを策定し、校務支援システム^(解25)の導入・活用や、教員業務支援員(スクール・サポート・スタッフ)の全小中学校及び高等学校への配置などによる事務業務の軽減、静岡市型35人学級編制や静岡型ICT教育の推進、持続可能な部活動システムの構築などによる指導体制の整備など、学校現場のニーズに応じた改善を実施しました。

この結果、事務作業に要した時間の減少や時間外勤務時間が削減するなど、教員の働き方改革が進み、教員が子どもと向き合う時間をより確保しやすい体制が整えられました。

(12) 学校における空調設備設置、トイレ洋式化

市内小中学校の全ての普通教室への空調設備設置が完了しました。また、小中学校校舎のトイレの洋式化については、国の追加認証を活用し工事等の着手を前倒しすることで、事業の進捗を加速させることができました。

この結果、子どもたちが安全安心で快適に過ごすことのできる教育環境の整備が進みました。

(13) 地域学校協働活動の推進

「学校・家庭・地域 総がかりの教育」の実現を目指し、保護者、地域住民等による学校支援活動(授業支援、環境整備、登下校の見守り等)を全小中学校で実施しています。加えて、放課後子ども教室^(解26)を拡充し、地域住民等の協力を得て、子どもが安全安心に充実して過ごすことができる体験・交流の場の整備に取り組みました。

この結果、「地域の方が相談にのってくれる」「他学年の児童や地域の方など様々な人と関わるができる」「学校だけではできない体験ができる」などの声が聞かれ、教育活動の一層の充実が図られました。

(14) 社会教育の推進

高齢者学級・家庭教育学級・女性学級の開設や芹沢銈介美術館・登呂博物館の運営、地域クラブ活動やスポーツ教室の実施といった社会教育の推進に取り組んできました。

こうした取組が、本市の生涯における学びの機会の創出や、歴史文化の継承、スポーツの振興につながっています。



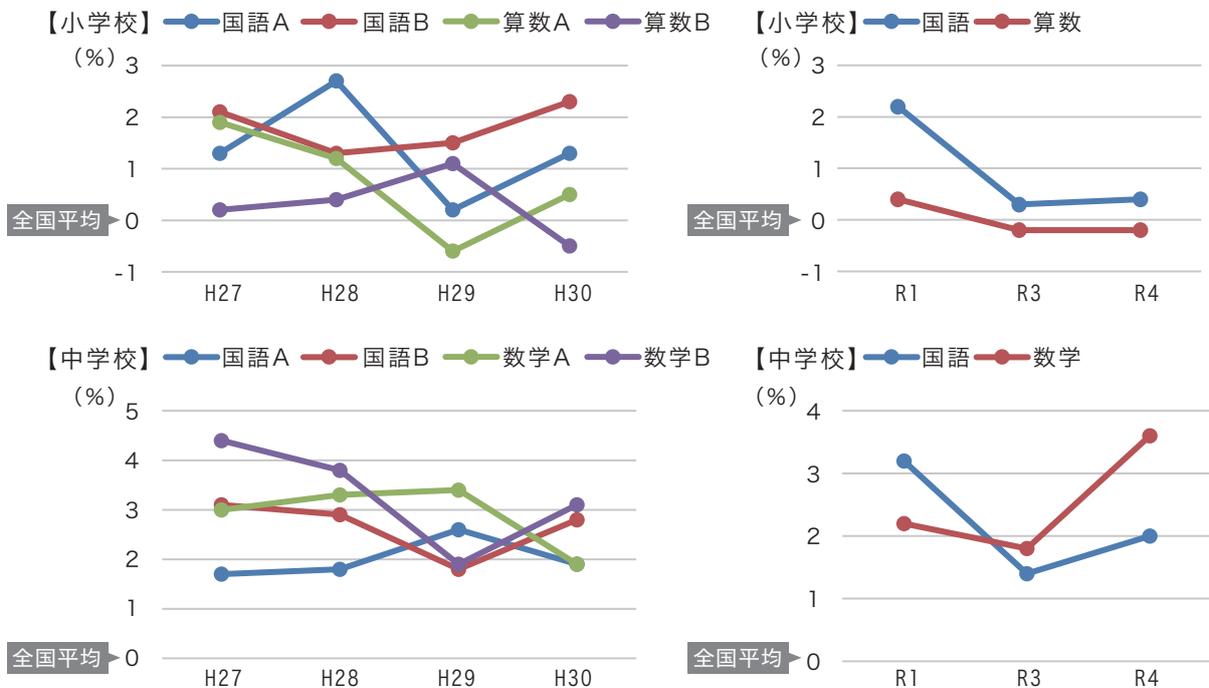
第3節 本市教育の現状と課題

(1) 授業改善による学力向上

市立小中学校に在籍する児童生徒の学力は、平成27年度～令和4年度の全国学力・学習状況調査（令和2年度は新型コロナウイルス感染症に係る学校教育への影響等を考慮し未実施）において、ほとんどの科目が全国平均正答率を上回っており、学力向上施策や授業改善に関する取組等により良好な状態にあります。

一方で、同調査において「授業で学んだことを、他の学習に活かしている」と答えた児童生徒の割合は、全国平均よりも低い現状が見られ、子どもの自己の学びの実感や、身に付けた資質・能力の活用に関する授業づくりに依然として課題があると認識しています。

このため、引き続き学校におけるPDCAサイクル（解27）を活用し、学力向上のための授業改善の取組を推進する必要があります。



グラフ1 全国学力・学習状況調査における学力調査結果の経年変化(平均正答率の全国との差分)

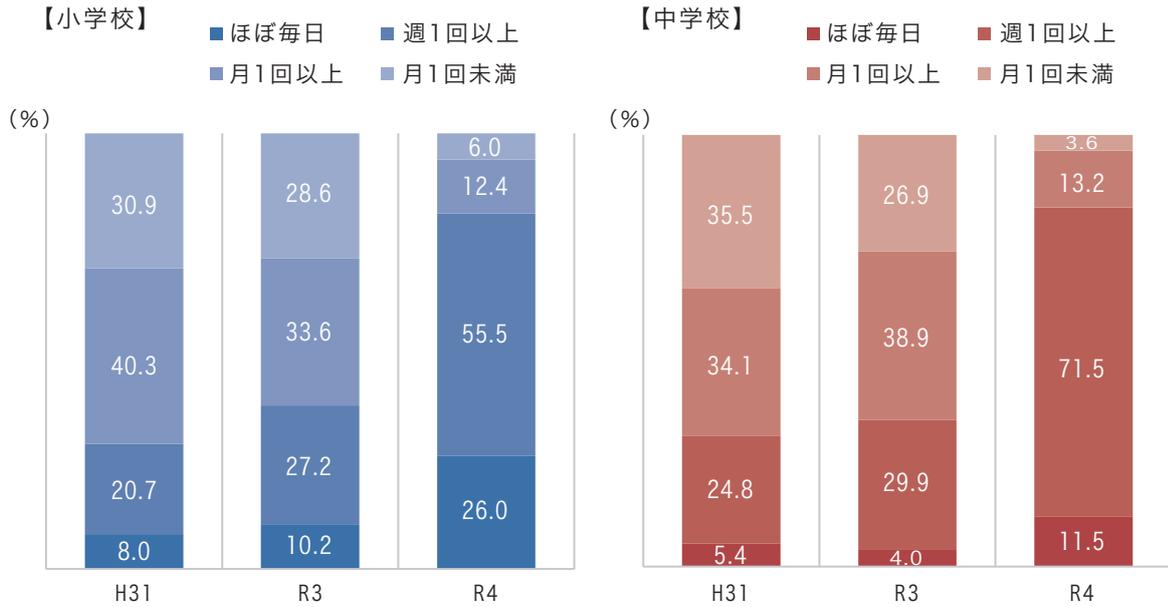
(出典:文部科学省全国学力・学習状況調査)

※令和2年度の全国学力・学習状況調査については、新型コロナウイルス感染症の影響により調査未実施、以下同様

(2) ICTを活用した学習支援体制の充実

GIGAスクール構想に基づき、全小中学校においてネットワーク環境の整備及び一人一台端末の整備を完了するとともに、教員のICTを活用した指導力の向上のための研修等を実施するなど、個別最適な学び及び協働的な学びの実現に向けた体制の整備を行ってきました。

一方で、学校間や教員間でのICT活用スキルに差が生じていることから、ICT支援員の配置や、効果的な研修方法の研究など、今後も継続して学習支援体制の充実に取り組んでいく必要があります。

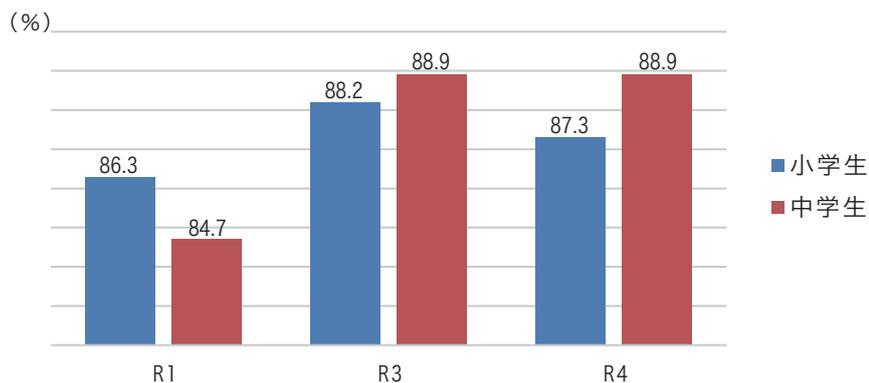


グラフ2 市内全小中学生アンケートにおける授業でのPC・タブレットなどのICT機器の使用頻度
(出典:文部科学省全国学力・学習状況調査)

(3)心の教育の推進

全国学力・学習状況調査によると、本市児童生徒は自身の健康や安全に気をつけるなど、基本的な生活習慣が身に付いている一方で、「人が困っている時は進んで助けている」と答えた児童生徒が9割に満たない現状が見られます。

このため、授業内容の充実や小中学校9年間を通した連続した道徳教育の実践に加え、地域、保護者とも連携して、児童生徒の道徳性を育成していくことが必要です。



グラフ3 人が困っている時は進んで助けていると答えた小中学生の割合
(出典:文部科学省全国学力・学習状況調査)



(4) 食育の推進

全小中学校で実施した食育推進状況調査結果から、「食に関する指導の成果が表れていると思う」学校の割合は、平成29年度の86%から令和3年度は94%に上昇しています。今後も、栄養教諭等によるチームティーチング(解28)授業の質の向上、実施回数の増加を図り、食に関する指導を充実させていきます。

一方、「ホームページ等での情報発信が役立っていると思う」学校の割合は68%で、目標の85%以上を下回っていることから、食べ物や家族、地域への感謝の心を持った子どもを育成するため、新たに立ち上げた専用ホームページ等による、学校・家庭・地域への情報発信をより一層充実させていく必要があります。

(5) 英語力の更なる向上と国際教育の推進

令和3年度英語教育実施状況調査において、CEFR(A1)レベルの英語力(英語検定3級レベル)を有する本市中学生の割合は46.7%であり、本市が定める目標値である50%を下回っています。

英語力やコミュニケーション能力の更なる向上のためには、小学3年生から中学生までの継続した外国語指導において、ALT・GETを活用した授業や日常的に英語を使う機会を設定するなど、外国語コミュニケーション活動を一層充実していく必要があります。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ALTとのチームティーチングにより、生徒のコミュニケーション能力や異文化理解が向上したと思う小中教職員の割合	90.9%	94.8%	98.8%	97.7%	93.3%
イングリッシュデイを実施することで、児童生徒の英語に触れる機会を充実させることができたと思う小中教職員の割合			87.2%	87.6%	84.1%
イングリッシュデイを実施することで、児童生徒が英語でのコミュニケーションを楽しむ姿が見られたと思う小中教職員の割合			87.2%	87.6%	84.1%

表1 英語コミュニケーションの向上に係る全小中学校アンケート(出典:静岡市学校教育課調べ)

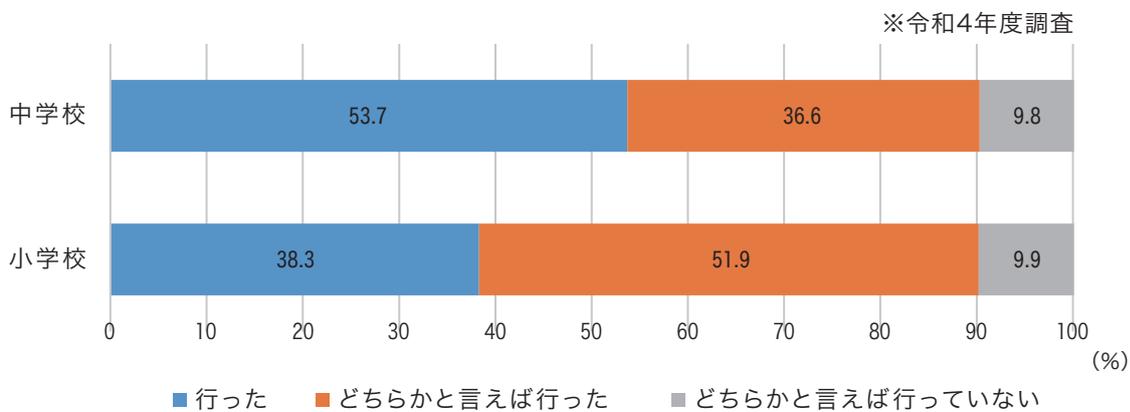


(6)小中一貫教育の実施による教育水準向上

令和4年度の静岡型小中一貫教育全市一斉スタートにより、さらなる子どもの学力・学習意欲の向上や子どもたちの社会参画の意識の高揚等、「未来を担うための資質・能力」の育成を目指しています。

現状では、各グループの学校教育目標の実現に向けた実践の質や進度に差が見られることから、9年間の系統性のある教育課程の実践により発達段階や個に応じた指導を充実させる必要があります。また、地域の方や保護者との協働により学校の中だけでは得難い体験や価値観に触れる学習を実施する必要があります。

今後は、各グループにおける検証改善サイクルをより一層推進することで、小中一貫教育の質を高め、「たくましくしなやかな子どもたち」を育成していきます。



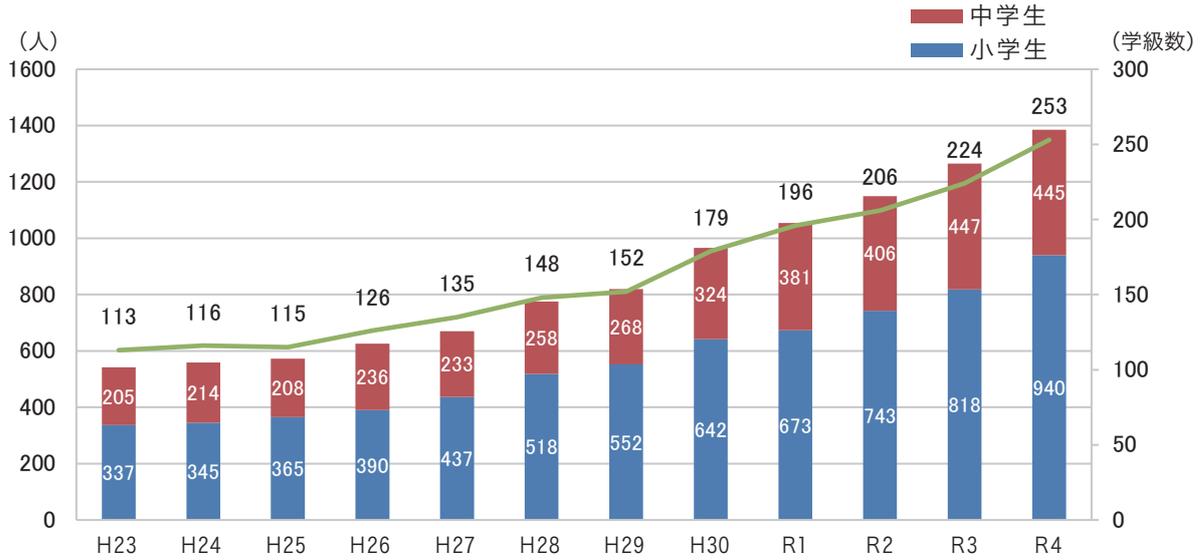
グラフ4 前年度までに近隣等の小学校又は中学校と、教育課程の接続や教科に関する共通の目標設定等、教育課程に関する共通の取組を行ったと答えた小中学校の割合
(出典：文部科学省全国学力・学習状況調査)

(7)支援が必要な子どもへの対応

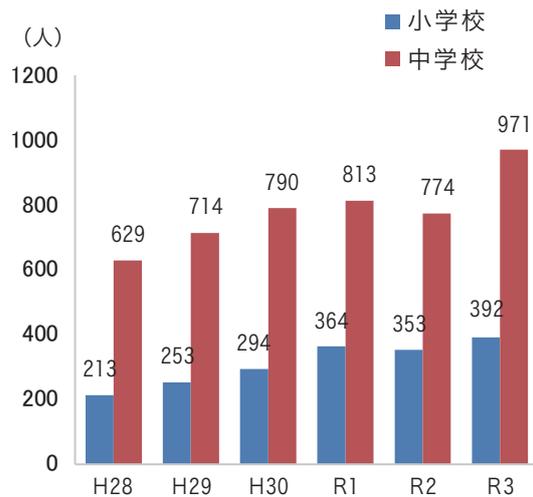
特別支援学級に在籍する児童生徒や医療的ケア、重複障害等特別な支援を必要とする児童生徒、日本語指導を必要とする児童生徒は年々増加しており、さらにこれらの子どもの状況が多様化しています。

また、いじめ・不登校・暴力行為といった問題行動の背景が複雑化・多様化しており、対応・解決が困難な事例が増加しています。

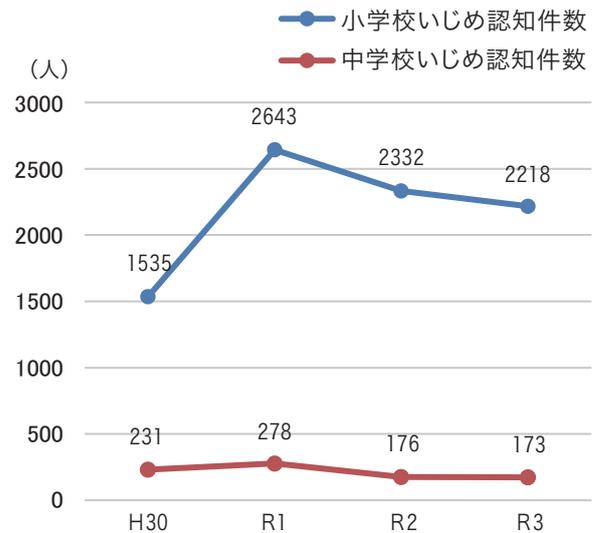
このため、個々のニーズに対応した支援や効果的な施策の実施など、誰一人取り残さない持続可能な支援が必要です。



グラフ5 特別支援学級に在籍する児童生徒及び学級数(出典:静岡市学校教育課調べ)



グラフ6 小中学校不登校者数 (出典:静岡市児童生徒支援課調べ)



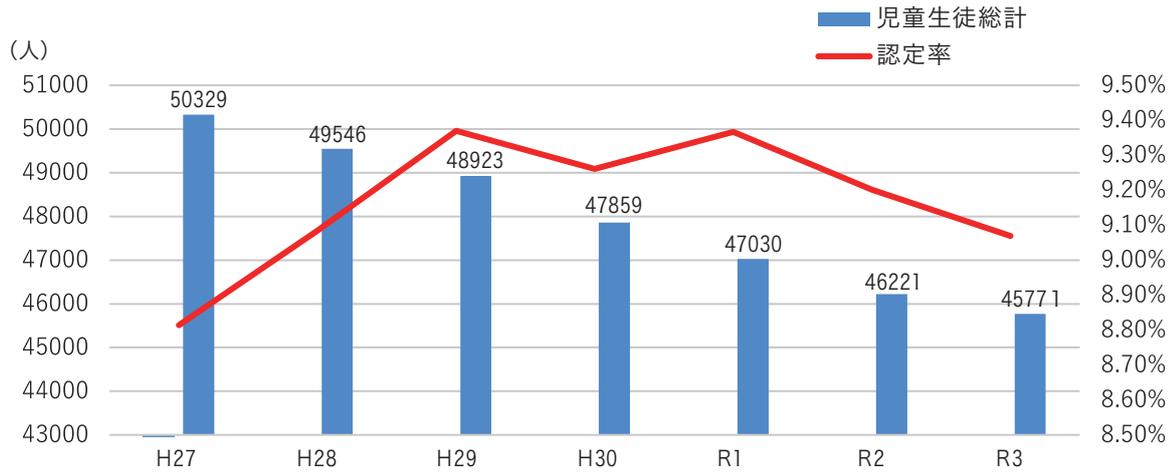
グラフ7 いじめの認知件数 (出典:静岡市児童生徒支援課調べ)

(8)子どもの貧困対策

児童生徒数の減少に伴い、本市における就学援助認定者数及び認定率は減少傾向にあります。

一方で、厚生労働省の2019年国民生活基礎調査によると、日本の17歳未満の子どものうち、7人に1人が貧困状態にあるとされ、これらの子どもは家庭学習の機会が少なく、学校の授業の理解度が低い傾向にあります。

深刻化する子どもの貧困の連鎖を防ぐため、全ての子どもが等しく教育を受けることのできる環境を整えていく必要があります。

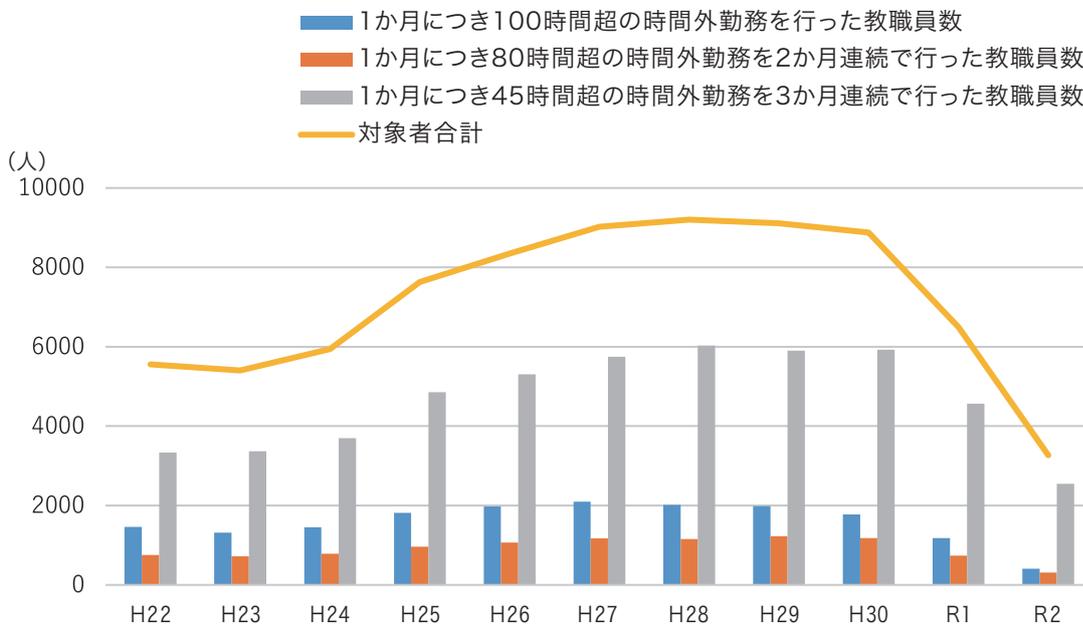


グラフ8 小中学校における就学援助認定率の推移 (出典: 静岡市児童生徒支援課調べ)

(9) 教職員の多忙解消と資質向上

近年、働き方改革の推進により、教職員の時間外勤務は減少しつつあります。引き続き教職員の多忙感を解消し、子どもと向き合う時間を創出する必要があります。

また、変化の激しい社会を生き抜く力を持った子どもを育てるため、多様な広報活動等により教職員の魅力を積極的に発信し、志願者の増加につなげるとともに、教職員研修の工夫・改善に努めるなどして、質の高い教職員の確保・育成に取り組んでいく必要があります。



グラフ9 長時間の時間外勤務に従事する教職員数の推移 (出典: 静岡市教職員課調べ)

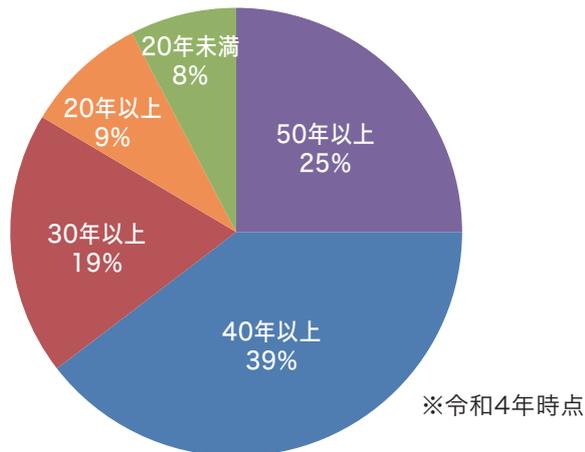


(10) 老朽化した学校施設の整備推進

本市の学校施設の大部分は、昭和30(1950)年代から昭和50(1980)年代にかけて建設されたもので、築30年以上を経過するものが約85%を占めており、壁の亀裂や雨漏り、給水管の漏水等老朽化が深刻になってきています。

こうした学校の施設・設備を改善し、子どもたちが安心して学ぶことのできる環境を整える必要があります。

また、トイレの洋式化やバリアフリー化、LED照明への転換などの省エネルギー化も求められています。

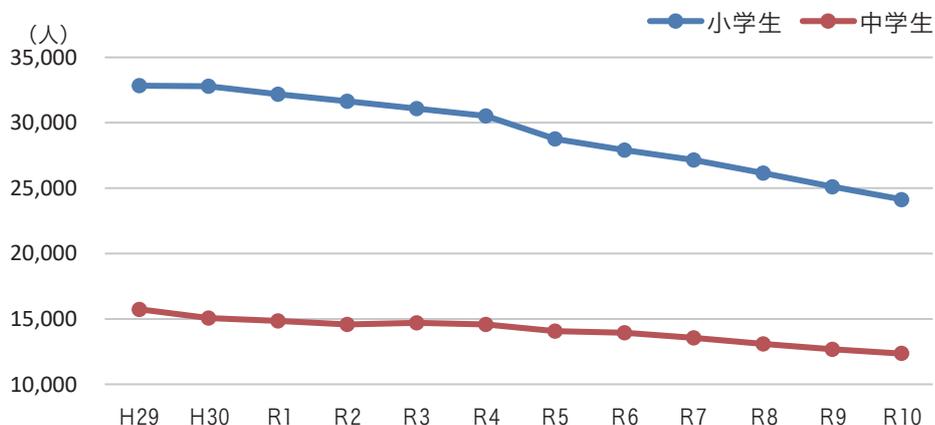


グラフ10 学校施設432棟(市立の小中学校・中学校・高等学校)の建築年次割合(出典:静岡市教育施設課調べ)

(11) 小中学校の適正規模化の検討

少子化の進展に伴い、市立小中学校に在籍する児童生徒数は年々減少し続けており、学校の小規模化がますます進むと見込まれています。

子どもたち同士が切磋琢磨できる一定規模の集団と、経験年数や専門性等のバランスがとれた教職員集団を確保するため、保護者や地域の理解を得ながら、小中学校の適正規模・適正配置の取組を推進していく必要があります。



グラフ11 静岡市立小中学校在籍児童生徒数の推移(推計含む)

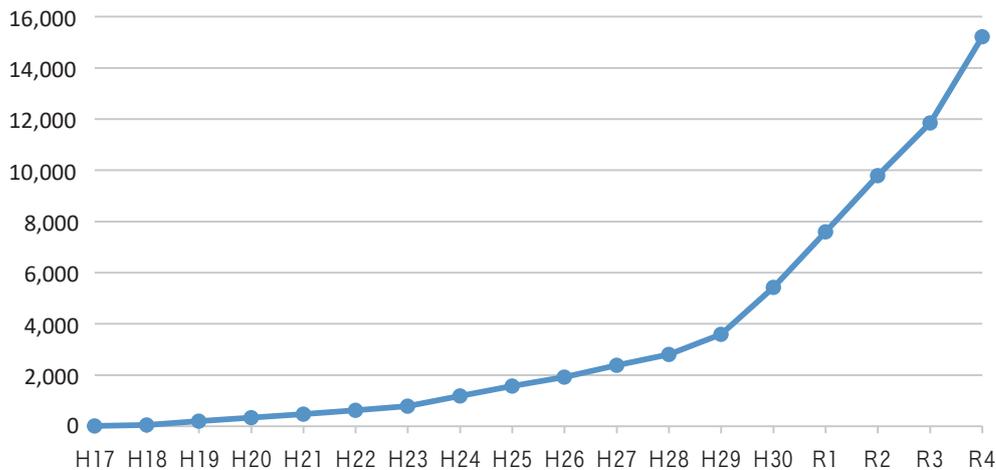
(出典:文部科学省学校基本調査及び静岡市児童生徒支援課調べ)



(12) 学校と地域との連携の推進

家庭や地域における教育力の変化や、学校や子どもたちを取り巻く社会情勢の大きな変化により、学校や子どもたちの抱える課題は、これまでより複雑化かつ困難化してきています。こうした課題の解決のためには、学校だけで子どもたちの教育の全てを担うのではなく、学校・家庭・地域が総がかりで、子どもたちの成長や健全な育成に関わる教育への転換が求められています。

このため、学校と家庭・地域が組織的、継続的に連携していく体制を築き、「地域とともにある学校」の実現に向けて、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進していく必要があります。



グラフ12 全国の公立小学校、中学校、義務教育学校におけるコミュニティ・スクールの数
(出典:文部科学省調べ)

(13) 地域における学びの機会の充実

近年の新型コロナウイルス感染症の影響もあり、高齢者学級・家庭教育学級・女性学級の参加者数や芹沢銈介美術館・登呂博物館の入館者数は減少傾向にあります。

引き続き、社会のあらゆる場所で全世代が学ぶことのできる機会を維持・創出するとともに、静岡市特有の歴史文化に触れ、理解を深めてもらうための催事や情報発信に着実に取り組んでいく必要があります。



第3章

本市教育施策の基本的な方向性

第1節 目指す子どもたちの姿

子どもたちは無限の可能性を秘めています。その可能性を引き出し、伸ばし、これからの静岡市、さらには我が国の持続可能な発展を担う人材として育成することが、本市教育に課せられた使命です。

デジタル技術の高度化によるSociety5.0時代や少子高齢化による人口減少社会の到来、交通網や情報技術の飛躍的な発展によるグローバル化のさらなる進展など、我が国は今、複雑で変化の激しい「予測困難な時代」を迎えています。

このような中でも、常に夢と希望を持ち、自らの豊かな未来を切り拓く『たくましくしなやかな子どもたち』こそ、本市が目指す次代を担う子どもたちの姿です。

～たくましくしなやかな子どもたちの具体的な姿の例～

- ① 知識・技能のほか、柔軟に対応できる総合的な学力、豊かな心・感性、健やかな体を備えた子どもたち
- ② いつでも、どこでも、どんな状況でも、自ら考え、主体的に行動することができる子どもたち
- ③ 困難なことがあっても、チャレンジ精神を持ち、粘り強く立ち向かう力を発揮する子どもたち
- ④ 自分の良さや可能性を認識しつつ、夢や希望に向かって努力し、豊かな未来を切り拓いていく子どもたち
- ⑤ 多様な視点で物事を捉え、他人の考えを尊重し、協力し合いながら問題解決ができる子どもたち
- ⑥ 静岡市民として、地域社会や世界で活躍するグローバルな視野・視点を持った子どもたち



第2節 4つの基本的な方向性と11の重点的に取り組む事項

静岡市では、これまでに述べてきた、時代の潮流や本市教育が抱える現状と課題を踏まえ、これからの社会を生き抜く力を持った「たくましくしなやかな子どもたち」を育てるために、4つの基本的な方向性のもと、19の施策を展開します。

さらに、本市の教育力を一層向上させ、子どもたちにより良い教育環境を提供するために、計画期間内に特に重点的に取り組む事項をまとめて、第5章に示すこととします。

第3節 体系図

第3期静岡市教育振興基本計画体系図【R5(2023)～R12(2030)】

《計画策定に際し勘案すべき事項》

時代の潮流、我が国を取り巻く社会経済情勢

- ★SDGsの推進
- Society5.0時代の到来(デジタル化の進展)
- グローバル化及び技術革新の進展
- 厳しい経済雇用情勢と進学率の向上
- 価値観・ライフスタイルの多様化
- 人口減少、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少
- 自然災害、感染症等のリスクの増加
- 公共施設の老朽化
- 人生100年時代の到来
- 地域コミュニティとつながりの変化

国の教育制度改革の動き

- ★第3期教育振興基本計画の進展(第4期教育振興基本計画の策定)
- ★令和時代の日本型学校教育の推進
- 新学習指導要領の全面实施
- GIGAスクール構想の推進
- こども家庭庁の創設
- 小学校高学年における教科担任制の検討
- 新しい時代の高等学校教育の実現に向けた制度改革等
- 学校における働き方改革
- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進

第2期計画の振り返り

- 学力向上支援策の推進
- 静岡型小中一貫教育の実施
- ICT教育の推進
- グローバル人材の育成
- おいしい給食の提供と食育の推進
- 学校図書館の充実
- 特別支援教育の充実
- 外国につながる子どもたちの支援体制の充実
- 不登校対策の推進
- 子どもの貧困対策の充実
- 教職員の働き方改革の推進
- 学校における空調設備設置、トイレ洋式化
- 地域学校協働活動の推進
- 社会教育の推進

本市教育の現状と課題

- 授業改善による学力向上
- ICTを活用した学習支援体制の充実
- 心の教育の推進
- 食育の推進
- 英語力の更なる向上と国際教育の推進
- 小中一貫教育の実施による教育水準向上
- 支援が必要な子どもへの対応
- 子どもの貧困対策
- 教職員の多忙解消と資質向上
- 老朽化した学校施設の整備推進
- 小中学校の適正規模化の検討
- 学校と地域との連携の推進
- 地域における学びの機会の充実

《目指す子どもたちの姿》

たくましく しなやかな子どもたち

【趣旨】

将来の予測が困難な複雑で変化の激しい社会の中でも、常に夢と希望を持ち、自らの豊かな未来を切り拓く『たくましくしなやかな子どもたち』

【具体的な姿の例】

- ◇知識・技能のほか、柔軟に対応できる総合的な学力、豊かな心・感性、健やかな体を備えた子どもたち
- ◇いつでも、どこでも、どんな状況でも、自ら考え、主体的に行動することができる子どもたち
- ◇困難なことがあっても、チャレンジ精神を持ち、粘り強く立ち向かう力を発揮する子どもたち
- ◇自分の良さや可能性を認識しつつ、夢や希望に向かって努力し、豊かな未来を切り拓いていく子どもたち
- ◇多様な視点で物事を捉え、他人の考えを尊重し、協力し合いながら問題解決ができる子どもたち
- ◇静岡市民として、地域社会や世界で活躍するグローバルな視野・視点を持った子どもたち

計画策定に際し勘案すべき事項の各項目の文頭色については、基本的な方向性に対応している。なお「★」は基本的な方向性全てに関連する事項



4次総「『世界に輝く静岡』の実現」【R5(2023)～R12(2030)】

《基本的な方向性》

《施策》

《主な取組》

<p>【方向性1：子どもの知・徳・体の育成】 急激な社会変化にも対応しながら、自らの豊かな未来を切り拓くことのできる力を持った子どもたちを育てる (指標) ・全国学力・学習状況調査の平均正答率 ・将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合</p>    	<p>①総合的な学力の向上 ②豊かな心・感性の育成 ③健やかな体づくり ④静岡市民を育てる教育 (シティズンシップ教育) ⑤国内外でグローバルに活躍できる人材の育成 ⑥特色ある小中高等学校教育の推進 ⑦教育DXの推進</p>	<p>○学力向上支援策 ○キャリア教育 ○人権教育 ○自然の家の活用 ○しずおか学 ○体力向上支援策 ○食育 ○校則の見直し ○英語を活用したコミュニケーション力向上 ○幼小接続 ○静岡型小中一貫教育 ○特色ある高等学校教育 ○学校教育におけるICTの活用</p>
<p>【方向性2：一人ひとりの幸福の実現と多様性の尊重】 誰もが幸せを感じながら生き生きと輝く、多様性を尊重した教育を推進する (指標) ・自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合 ・学校に行くのは楽しいと思う児童生徒の割合</p>       	<p>⑧特別支援教育の推進 ⑨個々のニーズに対応した教育の推進 ⑩教育機会の均等の確保</p>	<p>○特別支援教育 ・非常勤講師、看護師配置 ・アセスメント支援 ・特別支援学級、通級指導教室の新設 ・集中的な施設整備 ○悩みを抱える児童生徒への支援 ・いじめ、不登校対策 ・サポートルーム ・適応指導教室 ○外国人児童生徒支援 ○経済的支援 ・就学援助 ・奨学金の給付・貸与</p>
<p>【方向性3：教育環境の整備・充実】 安全安心で魅力ある教育環境の整備と、信頼される学校づくりを進める (指標) ・「子どもと向き合う時間」や「指導準備時間」が十分確保できていると感じている教員の割合 ・小中学校校舎におけるトイレ長寿命化率</p>    	<p>⑪安全安心の確保 ⑫市アセットマネジメント基本方針に則った教育施設の整備 ⑬ICT環境の整備・充実 ⑭質の高い教職員の確保 ⑮教職員の資質向上と働き方改革の推進 ⑯地域と協働した学校の運営 ⑰学校の適正規模化</p>	<p>○防災教育 ○学校施設等の整備 ・改築、長寿命化 ・トイレの改修 ・学校給食施設整備 ○しずおか教師塾 ○教職員多忙解消プログラム ○教職員の資質向上 ○部活動改革(再) ○スクールロイヤーの活用 ○小中学校適正規模適正配置 ○学校教育におけるICTの活用(再) ・学習系・校務系ネットワーク環境及び端末の整備</p>
<p>【方向性4：協働してつくる持続可能な学びの推進】 地域全体で学び合い協働する環境づくりを推進する (指標) ・地域学校協働本部やコミュニティ・スクールなどの仕組みを生かして、保護者や地域の人との協働による活動を行ったと答えた学校の割合</p>  	<p>⑱学校と多様な主体との連携による子どもたちの学びの支援 ⑲人生100年時代を支える豊かな学びの充実</p>	<p>○コミュニティ・スクール導入 ○地域学校協働活動 ○部活動改革 ○図書館サービス ○高齢者・家庭教育・女性学級の開催 ○歴史・文化の振興・発信 ・登呂博物館 ・芹沢銈介美術館 ○スポーツ活動の推進</p>



第4章

4つの基本的な方向性ごとの施策と主な取組



第1節

方向性1【子どもの知・徳・体の育成】

急激な社会変化にも対応しながら、自らの豊かな未来を切り拓くことのできる力を持った子どもたちを育てる

子どもたちがこれからの社会を生き抜くために、知識・技能のほか、思考力・判断力・表現力等を含めた総合的な学力(知)、豊かな心や感性(徳)、そして健やかな体(体)という基礎的な力を、バランスよく備えることが重要です。

その上で、グローバル化やデジタル化の進展といった、激しい社会の変化に対応し、その発展を牽引できる力を身に付けることも必要です。

これらの力を持つ子どもたちを育てるために、7つの施策を展開します。

施策①

総合的な学力の向上

児童生徒が確かな学力を身に付けるために、「分かった」「できた」「活用できた」を実感できるよう組織的な授業改善に取り組むとともに、基礎的な学力に課題を持つ児童へ支援を行うことにより、本市全体としての学力の底上げを目指します。

また、地域や企業と連携し、多様な価値観や体験に触れる活動を通して、将来、社会的・職業的に自立し、自分らしく生きるための力を養うキャリア教育(解29)の視点に立った学びを充実させていきます。

主な取組	
取組名	学力向上支援策の推進【学校教育課】【教育センター】
概要	<p>児童生徒の学力の保障を目的とした授業改善のための取組や学力向上支援事業を実施します。</p> <p>(1) 学校訪問事業 各小中学校の授業づくりや校内研修、全国学力・学力学習状況調査の結果等を分析し、成果と課題を明らかにした上で、訪問指導や研修などを通じて、授業の改善に取り組みます。</p> <p>(2) 学力向上支援事業 小中学校の要請に応じて専門家を派遣し、授業改善に関する指導や講演を行います。</p> <p>(3) 教科指導力向上研修 学力向上専門家委員会の協議や学校訪問事業等で見えてきた課題を基に、静岡市全体の授業力向上を目指すための研修会を行います。</p>



	<p>(4)学力アップサポート事業</p> <p>小学校に学習支援員を派遣し、基礎的な学力に課題を持つ児童を対象に、放課後の学習支援を行います。</p>
--	--

取組名	地域・企業等と連携したキャリア教育の推進【学校教育課】
概要	<p>小中学生の社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を育てるため、地域・企業等とも連携を図りながら、キャリア教育を推進します。</p> <p>(1)各学校におけるキャリア教育の改善・充実を図ります。</p> <p>(2)民間の様々な教育力を活用し、自立心や社会性の基盤となる資質・能力・態度や勤労観・職業観を育みます。</p> <p>(3)全中学校で自立を育む職場体験学習を実施します。</p> <p>※各学校・地域の実情に応じて実施</p> <p>(4)しずおか企業教育プログラムの活用を推進します。</p> <p>(5)「静岡市民間教育力活用事業スペシャリスト」一覧の更新及び各学校への情報提供を実施します。</p> <p>(6)各企業の講座・体験教室等を周知します。</p>

取組名	学校図書館教育の推進【教育センター】【中央図書館】
概要	<p>子どもの主体的で多様な学び方に対応し、心の居場所となり得る学校図書館の人的・物的環境を充実させ、「読書センター」「情報センター」「学習センター」の機能を生かした学校図書館づくりを目指します。</p> <p>(1)学校図書館の充実</p> <p>学校司書を配置し、ガイドラインやポータルサイトの活用、研修の充実等を行うことで、学校図書館の平準化・高度化を図ります。また、情報活用能力を育むために、学校図書館活用とICT活用をベストミックスした授業や読書活動を推進します。</p> <p>(2)図書館における学校への支援の充実</p> <p>①学校での総合学習・調べ学習に必要な資料の提供や司書教諭・学校司書等との連携を行います。</p> <p>②職場体験学習の場として、中学生等の受け入れを積極的に行います。</p>



施策②

豊かな心・感性の育成

他者を理解し尊重する心や規範意識のほか、情操、創造性などの豊かな心・感性を育むために、人権教育・道徳教育の充実を図るとともに、自然と触れ合う、本に親しむなどの多様な活動の場を創出します。

主な取組	
取組名	静岡版道徳教育の推進【教育センター】
概要	<p>道徳的な課題を一人ひとりの児童生徒が自分自身の問題と捉え、向き合う「考え、議論する道徳」へと向かうよう授業改善を進めることで、よりよく生きるための基盤となる道徳性(心情、判断力、実践意欲と態度)を育てます。</p> <p>(1)道徳教育推進教師を中心に、道徳科における授業改善を進めるとともに、学校教育全体で行う道徳教育のあり方について検討し、推進します。</p> <p>① 学校教育活動の様々な場面で地域人材を活用します。</p> <p>② 地域・保護者に対し、道徳の授業を公開します。</p> <p>③ 市独自の教材「しずおか マナーブック(学-BOOK)」を活用します。</p> <p>④ 学校、学級の掲示「道徳コーナー」の充実を図ります。</p> <p>(2)「特別の教科 道徳」の授業に関する研修会を充実します。</p> <p>① 道徳教育推進教師の研修会を年に2回実施します。</p> <p>② 教科指導力向上研修、計画訪問等での授業研究により授業改善を図ります。</p> <p>③ NITSオンライン研修の受講派遣、伝達講習を実施します。</p>

取組名	人権教育や生命を大切にす教育の推進【学校教育課】
概要	<p>各小中学校において、児童生徒の人権に関する知識・理解と人権感覚を高めていく必要があります。そのために、教員が子どもの権利を十分に理解した上で、人権尊重の視点に立った学校づくりや教育活動を行います。</p> <p>(1)各教科学習や教育活動全体を通して、人権や生命を大切にす教育、指導を実施します。</p> <p>(2)中央研修の内容を各学校に周知し、校内での研修を実施します。</p>



取組名	薬物乱用防止教育の推進【児童生徒支援課】
概要	小学校から継続して薬学講座を受講することで、薬物に対する正しい知識を学び、主体的に行動選択することの大切さを定着させます。

取組名	豊富な自然環境を活かした環境教育の推進【教育センター】
概要	<p>環境教育の推進により、環境問題を自分事として捉え、主体的に環境問題に取り組み、身のまわりの自然環境を大切にしようとする子どもたちを育てます。</p> <p>(1)授業における環境教育の推進 各教科横断的に学習内容と環境教育を関係付けた授業を実施します。</p> <p>(2)地域や校外教育活動における環境教育の推進 市(環境局)や県、企業が行う環境教育を周知します。</p>

取組名	子ども読書活動の推進【中央図書館】
概要	<p>年齢や障害の有無、国籍や育った環境にかかわらず、一人ひとりの子どもが自然に読書に親しむことができるよう、子どもの読書環境を整備する施策を総合的に推進します。</p> <p>(1)家庭における子どもの読書活動を推進する取組の実施</p> <ol style="list-style-type: none"> ①「6か月児 育児相談」の対象者にブックスタート(絵本の配布等)を実施するとともに、1歳半の乳幼児の健康診査時にブックステップを実施します。 ②保護者や地域で活動するボランティア等に対し、読み聞かせ指導や児童書の選書についての出前講座を実施します。 ③移動図書館車によるこども園等への特別訪問を実施します。 <p>(2)図書館における子どもの読書活動を推進する取組の実施</p> <ol style="list-style-type: none"> ①子ども向け図書リスト「このほんばーった!」、パスファインダー(解30)「ブック通リスト」を改訂・利用し、児童図書の利用を促進します。 ②図書に親しむ機会が少ないヤングアダルト世代(主に「teen」がつく中・高校生世代)に対し、イベント等の事業の実施により読書に触れる機会を創出します。



取組名	南アルプスユネスコエコパーク井川自然の家の活用推進 【教育総務課(南アルプスユネスコエコパーク井川自然の家)】
概要	<p>社会教育施設として、自然環境の中での集団訓練や自然探求等を通じて、青少年や市民の豊かな情操を培い、心身ともに健全な育成を図るため、学校・青少年団体、その他一般のニーズに沿った井川地域ならではの野外体験活動を提供します。</p> <p>(1)井川地域の自然や文化とふれあう主催事業を実施します。</p> <p>(2)野外活動指導や自然に接する機会の提供等を行い、学校・青少年団体、その他一般に対する施設利用を促進します。</p>

取組名	両河内地区自然の家の整備及び活用の推進【教育総務課】
概要	<p>平成31年4月から一時休止中の「旧清水和田島自然の家」について、両河内地区における学校統合に伴う跡地活用として、旧清水西河内小学校を新たな自然の家として整備し、両河内地域ならではの自然環境や文化を活かした体験の機会を提供します。</p>



南アルプスユネスコエコパーク井川自然の家 野外炊飯



両河内地区自然の家予定地(旧清水西河内小学校)



施策③

健やかな体づくり

生涯にわたり健康な生活を営むために、体育の授業などを通じて、子どもたちの体力や運動能力の向上を図るとともに、食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けさせるための食育を推進します。

また、自らの健康に関心を持ち、規則正しい生活習慣を維持・向上させるための自己管理能力を養います。

主な取組	
取組名	体力向上支援策の推進【教育センター】【学校教育課】
概要	<p>授業改善や体力向上支援事業を継続・拡充することで、各学校の検証改善サイクルを一層推進し、児童生徒の体力向上を図ります。</p> <p>(1)学校訪問事業 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果等を分析し、成果と課題を明らかにした上で、訪問指導や研修などを通じて、授業改善に取り組めます。</p> <p>(2)教科指導力向上研修 体力向上専門家委員会で確認された課題と指導改善のポイントを踏まえ、市全体の授業力向上についての方策を検討し、実践を行います。</p> <p>(3)体力向上支援事業 小中学校の要請に応じて専門家を派遣し、授業改善に関する指導や講演を行います。</p>

取組名	学校プール向上研究【教育センター】【教育施設課】
概要	<p>子どもたちの泳力向上や意欲向上のほか、教職員にかかる負担の軽減や維持管理コストの削減を図るため、外部団体との連携や改修工事等による環境整備を進めます。</p> <p>(1)民間・公営プール活用、学校プールの共用により、子どもたちの泳力や意欲の向上、教職員の負担軽減等を探る実証研究を実施します。</p> <p>(2)実証研究を踏まえ、学校プール改修計画を策定します。</p>



取組名	健康教育等の充実【児童生徒支援課】
概要	<p>子どもたちの健康生活を実践する力、心と体を守る力を養います。</p> <p>(1) 保健教育の充実</p> <p>子どもたちが心の健康を含むさまざまな健康課題に対し、自ら解決しようと努力して、健康生活を実践していく力を養うための保健活動を計画的に実施します。</p> <p>(2) がん教育の推進</p> <p>日本の死亡原因として最も多い「がん」について、児童生徒が正しい理解を深め、自他の健康の大切さについて学び、主体的に考える態度を育成するため、がん教育を推進します。</p>

取組名	食育の推進【学校給食課】
概要	<p>学校給食をとおして“健全な体を育み、多様な食文化に触れながら静岡の食のすばらしさを伝える子”の育成を目指します。</p> <p>(1) 全小中学校で「食に関する指導の全体計画」をもとに「食に関する指導」を実施します。</p> <p>(2) 給食内容と給食環境の充実を図り、静岡ならではの献立を提供するわくわく給食プロジェクト(解31)を実施します。</p> <p>(3) 静岡茶葉を使用したお茶を提供します。</p> <p>(4) 学校・家庭・地域に積極的に情報提供をするなど、連携した食育を推進する「わくわく給食応援団プロジェクト」を実施します。</p>



体育の授業(水泳)の様子



学校給食の様子



施策④

静岡市民を育てる教育(シティズンシップ教育)

豊富な社会資源や静岡ならではの教材を活用した学習を実施し、自然、産業、歴史文化等への理解を深め、静岡市への愛着と誇りを持つ人材を育成します。

また、地域の一員としての社会参画意識を養うとともに、地域や社会の課題発見・解決に向け、考え行動できる静岡市民を育てます。

主な取組	
取組名	豊富な社会資源を活用した郷土を知る教育への取組【教育センター】
概要	<p>市内に多く存在する美術館や自然の家等の社会教育施設のほか、歴史文化、自然環境や産業等への理解を深め、“ふるさと静岡”への愛着と誇り、社会への参画意識の向上を図ります。</p> <p>(1)社会教育施設の活用</p> <p>子どもたちが静岡市の素晴らしさを学び、将来それを活かすことができるように、市内に多く存在する博物館や美術館、資料館、自然の家、図書館などの社会教育施設や多くの史跡等を活用します。</p> <p>(2)副読本(「しずおかだいすき」「わがまち静岡」)の活用</p> <p>授業における副読本の活用を進めます。</p>

取組名	しずおか学の推進【学校教育課】
概要	<p>郷土につながる学習を実施し、地域や静岡市に愛着と誇りを持つ静岡市民を育てるとともに、広く社会や世界に目を向けて、その発展に寄与する人材の育成を目指します。</p> <p>(1)各小中一貫教育グループで編成した、地域の人的・物的資源等の活用が位置付けられた指導計画に基づく実践と、検証改善サイクルを推進します。</p> <p>(2)しずおか学副読本を活用します。</p> <p>(3)しずおか学を学んだ子どもを静岡市子どもPR隊として認定します。(広報課との連携)</p>



取組名	校則の見直しの推進【児童生徒支援課】【教育総務課】
概要	校則の見直しにおいて、児童生徒や保護者、学校関係者などが意見を出し合い、様々な考え方に触れながら話し合う体験を通して、児童生徒の主体性や意思決定、課題解決に向けた力を育むとともに、一人ひとりが互いに尊重して認め合い、積極的に社会参画することができる人材の育成を目指します。

施策⑤

国内外でグローバルに活躍できる人材の育成

異なる言語や文化の人を尊重しつつ、自信を持ってコミュニケーションをとることができるよう、授業や課外活動等において、児童生徒が英語や異国の文化に触れる機会を拡充します。さらに、様々な人との協働により、世界規模の視野と地域の視点を身に付け、静岡の未来を創造し、けん引することのできるグローバル人材を育成します。

主な取組	
取組名	英語を活用したコミュニケーション力向上プロジェクトの推進【学校教育課】
概要	<p>異なる文化の人々と自信を持ってコミュニケーションをとることができ、地元への愛情を持ちながら国際的に活躍できるグローバル人材を育てるため、学校の授業や課外活動などの中で、児童生徒が英語にふれる場やコミュニケーション活動の拡充を図ります。</p> <p>(1)しずおか学と関連した独自英語教材「しずおかグローバルタイム」を活用し、授業の充実を図ります。</p> <p>(2)教職員研修の充実や小学校外国語専科教員、外国語指導助手(ALT)、地域人材(GET)の活用を通して、英語指導力の強化に取り組みます。</p> <p>(3)ALTと英語だけで活動するイングリッシュキャンプ、放課後等にALTと気軽に英会話を楽しむイングリッシュデイ、イングリッシュカフェを実施するなど、英語に接する機会を拡充します。</p>

取組名	高等学校改革の推進(高等学校におけるグローバル人材の育成) 【教育総務課】
概要	市立の高等学校において、異文化の人など多様な他者との協働により、広い視野・国際感覚を身に付けるとともに、地域社会の核となり未来の静岡をけん引する人材を育成していきます。



	<p>(1)市立の高等学校改革検討委員会の運営等による検討により、中学生や保護者に選ばれる学校づくりを進めます。</p> <p>(2)未来の静岡をけん引する人材育成のため、4つの視点(グローバル【国際教育】・世界が求めるキャリア人財・産学官コラボレーション・しずおか愛)で高等学校の魅力化を図ります。</p>
--	--

施策⑥

特色ある小中高等学校教育の推進

人格形成や生きる力の基礎を培う幼児期の教育においては、子どもや保護者のニーズに対応した学びを提供するとともに、幼児期に身に付けた資質・能力を小学校でも主体的に発揮できるように、園と小学校の連携を一層深めていきます。

自立的に生きる基礎を培い、基本的な素質を養う小中学校教育においては、静岡型小中一貫教育の実践により、9年間の一貫した学びを通して「つながる力」を育むとともに、地域ならではの特色ある教育活動を充実させていきます。

生徒の能力・適正、興味・関心等の多様化に対応した特色ある教育が求められる高等学校教育においては、進学や就職に向けた生徒のニーズに対応し、それぞれの個性や能力を伸長させる魅力ある教育を推進します。

主な取組	
取組名	幼児教育の充実と幼小接続(解32)の推進【こども園課】【学校教育課】
概要	<p>静岡市立こども園が目指す子どもの姿に基づいて、各園が取り組む自園ならではの教育・保育の充実、向上を図ります。</p> <p>また、小学校へ入学した児童が、幼児期に育んだ資質・能力を主体的に発揮しながら、学びに向かうことができるよう、幼小接続を推進します。</p> <p>(1)市立こども園において、乳幼児期の教育・保育を一体的に提供します。</p> <p>① 職員の階層別研修を通して、職員の資質向上を図ります。</p> <p>② 幼保連携型認定こども園教育・保育要領をもとに自園の教育・保育を実施します。</p> <p>(2)子どもの発達や学びの連続性を保障するため、小学校と認定こども園・幼稚園・保育所が相互理解を深めて連携を強化できるよう公開授業や公開保育、研修会等を実施します。</p> <p>① 小学校への円滑な接続のための幼小接続会議を開催します。</p> <p>② 子どもの育ちと学びをつなぐ研修会を実施します。</p>

取組名	幼児教育環境の整備・充実【子ども未来課】【幼保支援課】
概要	<p>認定こども園等における生活を通して、生きる力の基礎を培い、心身ともに健やかな育成が図られるよう、幼児期の教育の充実を支援します。</p> <p>(1) 幼稚園又は保育園から認定こども園に移行するために必要となる調理室や乳児室などを増設する費用等を助成します。</p> <p>(2) 国が定めた給付費単価に基づき、私立こども園・保育所等に対して給付費を支弁します。</p>

取組名	静岡型小中一貫教育の推進【学校教育課】
概要	<p>各小中一貫教育グループが「目指す子どもの姿」を地域・保護者と共有し、小中9年間の「たてのつながり」と、学校と地域の「よこのつながり」を大切にし、9年間の一貫した学びを通して「つながる力」を育てるとともに、地域ならではの特色ある教育活動に取り組むことにより、地域社会や世界で活躍する子どもを育成します。</p> <p>(1) 全43グループは、教育構想に基づき、特色ある教育活動を実施するとともに、検証改善サイクルを推進し、教育の質の向上を図ります。</p> <p>(2) 教育委員会は、全43グループへの訪問指導、ヒアリング等による支援及び指導を行い、教育課程の質の向上を図ります。</p> <p>(3) 全43グループ及び教育委員会は、成果を上げている取組について、市内全体で共有を図ります。</p>

取組名	特色ある高等学校教育の推進(科学教育の推進)【静岡市立高校】
概要	<p>先進的な科学技術、理科・数学教育を通じて、生徒の科学的な探究能力を培うことが求められている中、「科学的リテラシーをもって解決困難な課題に立ち向かえる人材」を育成するため、理数科教育を軸とした探究活動の深化を図ります。</p> <p>(1) 大学での実習やフィールドワーク、専門家による講演会等の実施やTA(解33)等の協力による科学英語等の実施など、大学等専門的教育機関との連携を深めます。</p> <p>(2) 特色ある教育活動(探究プログラム)を実施します。</p>



取組名	特色ある高等学校教育の推進(地域連携型探究学習の推進) 【清水桜が丘高校】
概 要	<p>普通科・商業科それぞれの生徒が持つ多様な教育ニーズ・進路希望に応えることができるよう、特色ある高等学校教育を推進します。</p> <p>(1)多様な教育ニーズに対応できるよう、総合的な探究の時間における地域との協働により生徒自らが主体的に課題を発見・解決できる資質・能力を育成し、かつICT機器を効果的に活用した課題探究型授業を行います。</p> <p>(2)学校教育を通じ、地域と学校の連携・協働を効果的、継続的に行います。</p>



静岡市立高校 科学探究科での取組(SSH)



清水桜が丘高校 探究活動での取組(地域連携)



施策⑦

教育DX(解34)の推進

ICTの効果的な活用により、一人ひとりの学習実態に応じた「個別最適な学び」と、多様な意見を共有し、協力しながら目標に向かって取り組む「協働的な学び」のそれぞれを一体的に充実することで、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に取り組みます。

また、インターネットのリスクから身を守るだけでなく、自ら学び、創造し、社会参画するために、責任をもってデジタル技術を扱う行動規範等を学ぶためのデジタル・シティズンシップ教育や情報モラル教育を推進します。

主な取組	
取組名	学校教育におけるICTの活用【教育センター】【学校教育課】
概要	<p>子どもたちが、デジタル社会に対応できる能力(必要な情報を主体的に収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて、社会に積極的に発信・伝達できる能力)を身に付けるための取組を推進します。</p> <p>(1)ICT環境整備</p> <p>一人一台端末・校務支援システム端末、これらのネットワーク環境の整備、保守等を行うほか、家庭にWi-Fi環境のない児童生徒へのモバイルWi-Fiルータ等の貸出を実施します。</p> <p>(2)教職員に対するICT利活用支援</p> <p>ICT支援員及びヘルプデスクを配置し、ICTを活用した教職員の指導力向上を図る支援やリーダー育成のための研修等を実施します。</p> <p>(3)学習者用デジタル教科書の普及促進と活用促進</p> <p>学習者用デジタル教科書配置における成果・課題を検証するとともに、導入方針の策定、見直しを行います。また、文字の拡大や朗読機能等を備えた学習者用デジタル教科書と紙の教科書を効果的に活用した授業を実施します。</p> <p>(4)デジタル・シティズンシップ教育や情報モラル教育の推進</p> <p>自ら学び、創造し、社会参加するために責任を持ってデジタル技術を使う行動規範等を学ぶ教育を実施します。</p>



第2節

方向性2【一人ひとりの幸福の実現と多様性の尊重】

誰もが幸せを感じながら生き生きと輝く、多様性を尊重した教育を推進する

特別な支援を必要とする子どもや日本語指導を必要とする子どもの増加に加え、いじめ、不登校、貧困など、子どもを取り巻く問題が近年多様化・複雑化しています。

すべての子どもが自己肯定感をもって生き生きと学び、成長できるよう、個に応じた切れ目ない指導・支援の在り方について検討し、実践していきます。

子どもの豊かで希望に満ち溢れた学校生活を実現するため、3つの施策を展開します。

施策⑧

特別支援教育の推進

特別な支援を必要とする子どもの増加や、これに伴い多様化する教育的ニーズに対応するため、専門人材の配置や教員の専門性向上による授業改善に取り組みます。また、子どもの状況を的確に把握し、その都度必要としている教育的支援を提供できるよう、組織的な相談・支援体制を強化します。

主な取組	
取組名	特別支援教育の推進【学校教育課】
概要	<p>特別な支援を必要とする子どもたちの自立や社会参加に向け、生活や学習上の困難を改善・克服するため、一人ひとりの状況に応じた特別支援教育を推進します。</p> <p>(1) 特別支援教育支援員の配置 静岡市立の小中学校に、より適切な教育活動ができるよう特別支援教育支援員を配置します。</p> <p>(2) 自閉症・情緒障害学級の授業改善(非常勤講師配置) 多学年の児童が在籍している自閉症・情緒障害学級に非常勤講師を追加配置し、学習指導の充実を図ります。</p> <p>(3) 医療的ケア看護職員の配置 医療的ケアの必要な児童生徒に対して、看護師がたんの吸引、経管栄養、カニューレの管理、酸素吸入、導尿等の医療的ケアを実施します。</p> <p>(4) 教職員研修の実施 特別支援教育コーディネーター(解35)のスキルアップ、発達障害や知的障害などの特別な支援を必要とする子どもへの理解や指導方法などを深めるための研修を推進します。</p>



(5) アセスメント支援

「サポートファイル」等を活用しながら、一人ひとりの子どもの障害の程度や特性、教育的ニーズに応じて、本人や保護者の願いを踏まえた上で、目標、支援内容、支援方法を検討し、「個別の教育支援計画」を作成します。

(6) 専門家チームの設置

公認心理師、医師等で構成する専門家チームを設置し、学校や保護者を支援します。

(7) 就学に関する相談の実施

障害があるなど、特別な教育的支援を必要とする子どもの就学先等について、保護者等との相談を行います。

(8) 特別支援学級・通級指導教室の新設

居住区域の学校、または可能な限り居住区域に近い学校で、特別な教育課程が履修できるように、必要な学校に特別支援学級や通級指導教室を新設します。

(9) インクルーシブ教育(解36)システムの構築を推進するための集中的な施設整備事業

子どもたちが、障害の有無にかかわらず一緒に教育を受けることのできるインクルーシブ教育システムの構築を推進するための施設整備を行います。



看護師による医療的ケアの様子



特別支援教育支援員を配置した授業風景



施策⑨

個々のニーズに対応した教育の推進

いじめや不登校等様々な課題を抱えた児童生徒が安心して学校に通い、充実した生活を過ごすことができるよう、生活指導体制や相談体制の一層の充実を図るとともに、地域や関係機関と連携しながら、不安や悩みを抱える子どもやその保護者に寄り添ったきめ細かな支援を行います。

主な取組	
取組名	悩みを抱える児童生徒に対する支援の充実【児童生徒支援課】 【教職員課】【教育センター】【青少年育成課】【教育総務課】
概要	<p>いじめや不登校など、不安や悩みを抱える児童生徒一人ひとりの心の安定と学習の充実を図るとともに、学校生活への自発的な復帰や集団生活への適応など社会的な自立に向けた取組への支援・充実を図ります。</p> <p>(1)非常勤講師、パート看護師の配置・派遣 市立小中学校におけるいじめや不登校等に迅速かつ確実に対応するため、非常勤講師やパート看護師を配置又は派遣します。</p> <p>(2)スクールカウンセラー(解37)の配置 スクールカウンセラーを小中学校及び高等学校に配置し、いじめや不登校、問題行動、児童生徒の心の問題等への対応を行うとともに、学校における組織的な教育体制の向上を図ります。</p> <p>(3)教育相談員の配置 不登校及び別室登校の児童生徒が一定数以上いる小中学校に教育相談員を配置し、教職員及びスクールカウンセラー等と連携した支援を行います。</p> <p>(4)訪問教育相談員の配置 不登校生徒が多い地域の中学校に訪問教育相談員を配置し、家庭訪問及び面談を通じて、生徒や保護者に対して支援を行います。また、同学区内の小学校から支援要請を受けた場合は、同様の支援を行います。</p> <p>(5)適応指導教室(解38)の運営 不登校児童生徒に対し、学校生活への自発的な復帰や集団生活への適応など社会的な自立に向け、カウンセリングや学習支援等を組織的かつ計画的に行います。</p> <p>(6)不登校対応研修プログラムの実施 不登校を未然に防ぐ取組や不登校児童生徒に対する対応等に関する</p>



	<p>教職員自身の取組を今一度振り返るとともに、児童生徒の様々な表れに対する理解をさらに深め、支援の幅を広げるために研修を行います。</p> <p>(7)いじめ防止等のための基本方針の徹底</p> <p>「いじめはどの子にもどこでも起こり得る」との認識に立ち、日常のコミュニケーションに加え、年3回の悩み事調査を活用して早期の発見と適正な対応ができるよう、教育委員会と学校が組織的に、総合的かつ効果的な取組を進めます。</p> <p>(8)自他を大切に作る心の育成</p> <p>児童生徒の「自他を大切に作る心の育成」に向け、子どもが互いのよさを認め合い、「いじめ」を許さない環境をつくるように、道徳教育の充実を図ります。</p>
--	---

取組名	外国人児童生徒への支援の充実【学校教育課】
概要	<p>外国人児童生徒及び帰国児童生徒に対し、学校生活に必要な日本語を習得するための指導・支援を継続的に行うとともに、受入れ側となる教職員や児童生徒の多文化共生意識を高めます。</p> <p>(1)日本語指導が必要な児童生徒への支援</p> <p>① 日本語指導教室の設置・運営、訪問指導員の派遣</p> <p>市内4か所の日本語指導教室における通級指導、又は対象児童生徒の在籍校に指導員を派遣する訪問指導を行います。</p> <p>② 学校の支援体制の充実</p> <p>多文化理解を深めるとともに指導力の向上を図るため、教職員及び日本語指導員を対象とした教科につながる日本語の研修を実施します。また、プレスクールや初期指導を充実させることにより、学校へのスムーズな適応を目指します。</p> <p>③ 多文化共生に関する取組</p> <p>他課や地域等と連携した多文化交流会等を実施し、学校における多文化共生教育を推進します。</p>



施策⑩

教育機会の均等の確保

社会的・経済的な事情や置かれた環境等に関わらず、全ての子どもが等しく充実した教育を受けることができるよう、多様な支援の充実を図ります。

また、本市の教育環境の多様化と魅力化を推進するため、ニーズに対応した特色ある教育活動を展開する私立学校の振興を図ります。

主な取組	
取組名	就学援助費の支給【児童生徒支援課】
概要	経済的な理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、就学援助費を支給します。
取組名	遠距離通学費の補助【児童生徒支援課】
概要	静岡市立小中学校に一定距離を超えて通学する児童生徒の保護者に対し、通学のために必要な費用(バス定期代または通学用品費)の一部を補助します。
取組名	奨学金の貸与【児童生徒支援課】
概要	高等学校、専修学校、短期大学、大学及び大学院等に入学及び在学する者に学資を貸与して、優秀な人材を育英するほか、市の発展に資する優秀な人材を育成します。
取組名	奨学金の給付【児童生徒支援課】
概要	高等学校や大学に入学する修学困難な者に対し、入学時の経済的負担の軽減を図るため教育奨励費として奨学金を給付します。
取組名	私立学校等の振興【幼保支援課】
概要	私立学校等の教育振興や保護者の子育てにかかる経済的負担の軽減を図ります。 (1) 私立学校振興補助金 私立幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の特色ある教育を推進するため、教材等の購入経費の一部を補助します。



	<p>(2)子育てのための施設等利用給付 私立幼稚園及び国立大学附属幼稚園の利用料に対して、無償化される費用を給付します。</p>
--	---

取組名	<p>教育格差を生まないための支援の推進【児童生徒支援課】 【子ども家庭課】【福祉総務課】【教育総務課】</p>
概要	<p>学校をプラットフォームとして、教職員とスクールソーシャルワーカー等が連携し、様々な事情(子どもの貧困、ヤングケアラー等)により教育の機会を失っている子どもたちを積極的に掘り起こし、福祉とつなぐとともに、学習支援や生活支援の充実に向けて取り組みます。</p> <p>(1)スクールソーシャルワーカー活用事業 スクールソーシャルワーカーを市内12支部に設定する拠点校及び高等学校2校に配置し、支援が必要な児童生徒やその保護者を福祉機関へ繋ぐなど、問題改善に向けた適切な支援体制の整備を図ります。</p> <p>(2)生活困窮世帯等の子どもへの学習支援事業</p> <p>①生活困窮世帯、ひとり親家庭等の小学生から高校生を対象として、ボランティアの協力を得て、安心して過ごせる居場所を提供し、学習支援、生活支援を行います。</p> <p>②生活困窮世帯の子どもが学習を習慣づけられるよう、世帯に家庭支援員を派遣し、支援を行うことで、学習に向けた環境を整えます。</p>



第3節

方向性3【教育環境の整備・充実】

安全安心で魅力ある教育環境の整備と、信頼される学校づくりを進める

子どもたちが安全安心で良好な教育環境の中で学び続けられるよう、施設の維持管理や整備に加え、新たな時代に対応した環境整備にも取り組みます。

また、きめ細やかで質の高い教育を提供するため、情熱と指導力を備えた教職員を確保・育成するとともに、働き方改革の実践により生み出された時間を子どもたちのために有効に活用します。

これらの実現のため、7つの施策を展開します。

施策⑪

安全安心の確保

子どもが安心して学校生活を送ることができるよう、健康面における配慮が必要な子どもへの対応や救急体制を整備するほか、保護者や地域と連携して通学路の交通安全対策に取り組みます。

また、避難訓練等実践的・体験的な活動を通じた防災教育を継続するほか、学校の事務の効率化・適正化に向けた取組を進めます。

主な取組	
取組名	健康面での安全安心の確保【児童生徒支援課】
概要	アレルギー疾患を持つなど健康面で特に注意が必要な子どもについて、情報を共通理解し、確実に迅速な対応ができるよう職員研修を行うとともに、救急体制を整備し、学校としての体制の組織化を図ります。
取組名	通学路交通安全プログラムの推進【児童生徒支援課】
概要	学校から報告された通学路上の危険箇所について、道路管理者、警察、教育委員会等が安全対策について協議し、安全対策を検討・実施することで交通事故を未然に防ぎ、児童生徒の安全な通学環境を整えます。
取組名	防災教育の推進【児童生徒支援課】
概要	災害が発生した時に「自分の命は自分で守る」ために、防災に関する知識を習得し、実践的・体験的な活動を通して危険を回避する力を身に付けさせます。また、地域における小中学生の役割を理解し、進んで安全安心な社会づくりに貢献できるよう、地域の防災訓練などに積極的に参加・協力できるよう働きかけます。



取組名	共同学校事務室(解39)の設置【教職員課】
概要	事務部門の職務体制を整備し、事務職員が積極的に学校運営に参画することで、教職員の事務負担を軽減し、子どもたちへの教育を充実させます。

取組名	学校給食費の公会計化【学校給食課】
概要	現状、私会計である学校給食費を予算化し、静岡市会計規則に則り会計管理を行うことで、会計の透明性や信頼性を高めるため、学校給食費公会計化の検討を進めます。

施策⑫

市アセットマネジメント基本方針に則った教育施設の整備

日常的な点検や修繕により、教育施設の適切な維持管理を行います。

また、施設の老朽化が進む中、長寿命化や建替えなどによる老朽化対策を計画的に実施するとともに、バリアフリー化や脱炭素化、防災機能の強化など、新しい時代の学びを支える安全安心で快適な教育環境の整備に努めます。

主な取組	
取組名	小中学校施設の整備【教育施設課】
概要	<p>児童生徒が、安全安心で快適に教育を受けることができる環境を維持するため、老朽化対策等の施設整備を計画的に実施します。</p> <p>(1)大規模改修事業(校舎等の長寿命化や耐震性能向上、質的整備のため、全面的に行う改修工事)を実施します。</p> <p>(2)中規模改修事業(校舎等の機能を回復させるために行う、屋上防水・外壁改修工事等)を実施します。</p> <p>(3)基幹設備改修事業(給水設備の改修、受変電設備の更新等)を実施します。</p> <p>(4)校舎トイレリフレッシュ事業(便器の洋式化、床の乾式化、内装改修、給排水設備の更新等)を実施します。</p> <p>(5)学校施設のバリアフリー化(スロープ設置、多機能トイレの整備等)を推進します。</p> <p>(6)学校施設の脱炭素化(照明器具のLED化、再生可能エネルギーの活用等)を検討します。</p> <p>(7)老朽化が著しい施設の建替えを検討します。</p>



(8) 特別教室や体育館への空調設備設置を検討します。

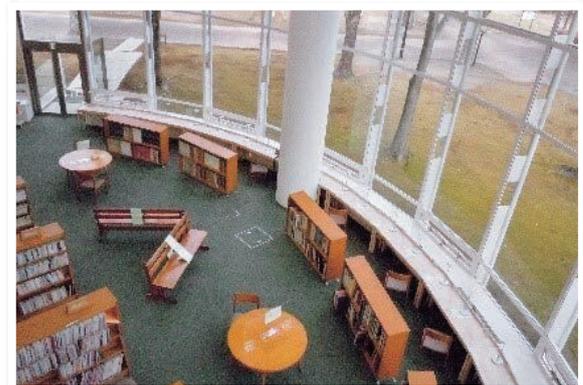
取組名	高等学校施設の整備【静岡市立高校】【清水桜が丘高校】
概要	<p>生徒が、安全安心で快適に教育を受けることができる環境を維持するため、老朽化対策等の施設整備を計画的に実施します。</p> <p>(1) 市アセットマネジメント基本方針に基づく中規模改修(静岡市立高校・清水桜が丘高校)</p> <p>(2) 校舎トイレの洋式化改修(静岡市立高校)</p> <p>(3) 体育館空調設備設置の検討(静岡市立高校・清水桜が丘高校)</p>

取組名	学校給食施設の整備【学校給食課】
概要	<p>安全安心な給食を安定的に提供するため、学校給食施設の老朽化対策等の施設整備を計画的に実施します。</p> <p>(1) 清水地区における新しい学校給食センターの整備</p> <p>(2) 市アセットマネジメント基本方針に基づく中規模改修等の実施</p> <p>(3) 適正な維持管理等のための施設・設備の修繕等の実施</p> <p>(4) 厨房設備機器の更新</p>

取組名	図書館施設の整備【中央図書館】
概要	<p>老朽化の進む図書館について、必要な改修工事を計画的に実施し、各施設の長寿命化を図ることで維持更新費を抑えるとともに、市民が安全安心に利用できる環境の整備に努めます。</p>



小学校校舎の改修後のトイレ



リニューアルオープンした中央図書館(R3.8)

**施策⑬****ICT環境の整備・充実**

一人一台GIGA端末・校務支援システム端末の維持管理や、ネットワーク環境の整備、保守等を行うほか、家庭にWi-Fi環境のない児童生徒へのモバイルWi-Fiルータ等の貸出を実施します。また、学校と家庭間でアプリを介した欠席連絡等を可能にするツールの導入等も含め、ICT環境の整備・充実を図ります。

主な取組	
取組名	学校教育におけるICTの活用【教育センター】※再掲

施策⑭**質の高い教職員の確保**

優れた専門知識を持ち、心身ともに健康で豊かな人間性を兼ね備えた「教育にひたむきな教師」を採用するため、採用システムの見直しや効果的な広報活動を行うとともに、「人間力」と「教師力」を身に付けた実践力のある教職員を確保するためのカリキュラムを実施します。

主な取組	
取組名	教職の魅力発信による質の高い教職員の確保【教職員課】
概要	<p>(1) 教員養成大学や他自治体との連携 県内の教員養成大学や静岡県・浜松市と連携して教職の魅力を発信し、教員を志す人を増やして、意欲のある質の高い教職員の確保を目指します。</p> <p>(2) 動画等による広報活動 教員志願者増加を図るため、若手の教員が働く実際の様子や、教職に対する思いが伝わる動画を作成・公開するなど、教職の魅力の広報活動を実施します。</p>

取組名	しずおか教師塾事業【教職員課】
概要	<p>(1) 情熱と指導力を備えた、即戦力となる人材を育成するため、「人間力」と「教師力」を磨く教師塾を運営します。</p> <p>(2) 応募者数増加を図るため、教師塾に関するガイダンスと広報活動を実施します。</p>



施策⑮

教職員の資質向上と働き方改革の推進

ICTの活用や特別な支援を必要とする子どもへの対応のほか、ベテラン教職員の大量退職による若手教職員への教育観・指導技術の継承など、多様化・複雑化している教育課題に対応するため、静岡市教員育成指標に基づき、研修事業の一層の充実を図り、「学び続ける教職員」を育成します。

また、教職員の長時間労働を是正し、子どもと向き合う時間や教職員の見聞を広げる時間を創出することで、教育の質を高め、児童生徒の資質・能力の向上を図ります。

主な取組	
取組名	静岡型教職員多忙解消プログラムの推進【教職員課】【教育総務課】
概要	<p>子どもたちと向き合い、一人ひとりの成長のきっかけを見つける時間を創出することで、教育の質を高め、児童生徒の資質・能力の向上を図ります。</p> <p>(1)働き方改革プラン推進委員会による教育課程の見直し等、新プランの具体策を検討・実施し、効果を検証します。</p> <p>(2)教職員の勤務時間の上限に関するガイドラインに即した校務支援システムによる勤怠管理を行います。</p> <p>(3)研究推進校の取組や各学校の好事例の集約と提示を行います。</p> <p>(4)教員業務支援員(スクール・サポート・スタッフ)を全校配置した効果を検証します。</p> <p>(5)持続可能な部活動システムの構築と単独指導・単独引率が可能な外部顧問を配置し、効果を検証します。</p>

取組名	教職員の資質の向上【教育センター】
概要	<p>多様化・複雑化している教育課題に対応できるよう、教職員の資質・能力の向上と学び続ける教職員の育成を目指し、研修事業の一層の充実を図ります。</p> <p>(1)静岡市教員育成指標に基づいて、基礎期から深化期にわたって「学び続ける教職員」を育成するための研修の充実を図ります。</p> <p>(2)学校訪問を実施し、授業改善や校内研修の充実を図るための指導助言を行います。</p>



取組名	複式学級への非常勤講師の配置【教職員課】
概要	複式学級のある小学校すべてに非常勤講師を配置し、基本4教科(国語、社会、算数、理科)の授業を単学年で行うことで、児童が集中して学習に取り組む環境を整え、学習の定着を図ります。

取組名	静岡市型35人学級編制の推進【教職員課】
概要	平成28年度まで実施してきた静岡県の施策「静岡式35人学級編制」の効果を踏まえ、令和2年度より完全実施している静岡市独自の施策「静岡市型35人学級編制」の少人数学級による指導体制を継続することで、きめ細かな学習・生活指導を実現するとともに、実践による効果検証を行います。

取組名	スクールロイヤー(解40)の活用【教育総務課】【教職員課】
概要	学校現場で起こる様々な問題に対して、子どもの利益を念頭に、スクールロイヤーが法的観点から中立の立場で学校に助言することで、法的根拠に基づく適切で迅速な判断や対応を行います。

施策⑯

地域と協働した学校の運営

学校評議会、学校運営協議会、学校評価システムなどを通じて、学校における教育活動の目標やビジョンを保護者や地域と共有し、協働しながら一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」を推進します。

主な取組	
取組名	地域と協働した学校の運営【学校教育課】【教職員課】【教育総務課】
概要	<p>(1) 学校評価システム</p> <p>静岡型小中一貫教育を反映した「学校評価システム」において、学校運営について保護者・地域住民とともに評価を行うとともに、結果を市民に広く公表します。</p> <p>(2) 学校運営協議会への移行</p> <p>中学校区を基盤に地域住民と目標やビジョンを共有し、地域と一体</p>



となって子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」を推進するため、学校評議員設置事業から学校運営協議会制度へ順次移行していきます。

施策⑰

学校の適正規模化

子どもたちが切磋琢磨できる一定規模の児童生徒の集団と、経験年数や専門性、男女比のバランスがとれた教職員集団を確保するため、統合などによる学校の適正規模・適正配置を推進します。

特に、児童生徒の減少が著しい中山間地域をはじめとする過小規模の学校については、教育の質の維持向上のため、早急に検討を進めます。

主な取組	
取組名	小中学校適正規模・適正配置の推進【教育総務課】
概要	小中学校において、子どもたち同士が切磋琢磨できる、少なすぎず多すぎない一定規模の児童生徒数を確保するため、統合や通学区域の見直しなどによる学校の適正規模・適正配置を進めます。



令和4年度より開校した両河内小中学校



蒲原小中一貫校校舎建設基本計画 ワークショップの様子



第4節

方向性4【協働してつくる持続可能な学びの推進】 地域全体で学び合い協働する環境づくりを推進する



地域コミュニティや家族形態の変容等により、地域の教育力に変化が見られるとともに、学校に求められる役割が増加しています。

そこで、学校のみならず地域全体で子どもたちの学びや成長を支え、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働する「学校・家庭・地域 総がかりの教育」の実現に向け、取組を進めます。

また、子どもから大人まで、全ての市民が生涯にわたり学ぶことの意義や楽しさに気付き、興味・関心を持つため、様々な学びの機会を提供します。

これらを推進するために、2つの施策を展開します。

施策⑱

学校と多様な主体との連携による子どもたちの学びの支援

学校を核とした地域全体で子どもたちを育てるため、地域住民などが主体的に学校運営に参画するコミュニティ・スクールの各中学校区への導入を促進するとともに、市内の各小中学校において地域学校協働活動を推進します。

主な取組	
取組名	コミュニティ・スクールの導入の推進【教育総務課】
概要	<p>令和4年度から市内一斉スタートした「小中一貫教育」をベースに、全ての学校で地域との連携(よこのつながり)を進める中で、中学校区ごとに置かれている「小中一貫教育推進委員会」を「小中一貫学校運営協議会」に順次移行させ、コミュニティ・スクールの導入を推進します。</p> <p>(1)小中一貫学校運営協議会の導入の推進</p> <p>各小中一貫教育グループを単位としたコミュニティ・スクール導入に向けた支援を行うとともに、これまでの学校と地域との連携体制を基盤に、より多くより幅広い層の地域住民、団体等が参画し、学校や地域の実情に応じた地域学校協働活動を推進することができる組織づくり、ネットワークづくりを支援します。</p> <p>(2)小中一貫学校運営協議会の継続的・安定的な運営の推進</p> <p>学校と地域が目標を共有し、地域とともにある学校づくりを推進するコミュニティ・スクールの継続的・安定的な運営を支援するとともに、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組を推進します。</p>



取組名	地域学校協働活動の推進【教育総務課】【子ども未来課】
概 要	<p>学校・地域の連携協力による学校応援団(解41)活動の仕組みを基盤として、放課後子ども教室等の活動に関わる地域人材との共有を図りながら、学校と地域が連携・協働することにより、地域全体で子どもたちの健やかな育成に取り組みます。</p> <p>(1)学校応援団の推進</p> <p>保護者、地域住民等による学校支援活動(授業支援、環境整備、登下校の見守り等)を全小中学校で推進し、活動への支援を実施します。</p> <p>(2)放課後子ども教室の実施</p> <p>地域との連携・協働により放課後に小学校を活用し、自由遊び、自然体験活動、各種体験活動等を開催することで、児童の安全安心で充実した体験・交流の場の確保を推進します。さらに、放課後児童クラブ開設校については、一体的な取組を実施します。</p> <p>(3)協働活動の充実に向けた地域人材の配置</p> <p>学校と地域をつなぐコーディネーター役を担う人材である「統括的な地域学校協働活動推進員」を各中学校区に、「地域学校協働活動推進員」を各小学校に配置します。また、連絡会等を開催し、コーディネート力の向上を図ります。</p> <p>(4)地域人材の継続的な発掘・育成</p> <p>“学校・地域ひとつなぎ”コーディネーター養成講座を実施することで、学校支援活動に関わる地域人材の発掘・育成に取り組みます。また、研修会の開催やリーフレットの発行により、事業の理解促進を図ります。</p>

取組名	PTAとの連携【学校教育課】
概 要	<p>各学校の教育及びグループの小中一貫教育について保護者や地域の理解を促進し、さらにそれぞれが役割を果たしていくことを目指すため、より一層地域や家庭との連携を促進します。</p> <p>(1)市PTA連絡協議会補助金</p> <p>単位PTA団体相互の交流を深めるとともに、学校教育と家庭教育の振興を図るために、市立小中学校の児童生徒の健全な育成と、より良い教育環境の整備を目的とする同会の活動に対して助成を行います。</p>

**施策⑱****人生100年時代を支える豊かな学びの充実**

学校での学習のみならず、「いつでも、どこでも、誰でも生涯にわたり学ぶことができる社会」を実現するため、文化活動やスポーツ活動、レクリエーション活動などの豊かな人生を歩むための生涯学習の機会を創出するとともに、その有用性や必要性を効果的に啓発します。

主な取組	
取組名	部活動改革の推進【学校教育課】
概要	<p>従来の学校単位で運営する部活動では、持続可能と言えない状況が生じていることから、子どもたちにとって価値ある活動を維持するため、まずは休日の部活動に代わり、地域で展開する新たな活動「シズカツ」(解42)を実施します。</p> <p>(1)シズカツの実施体制の強化</p> <p>シズカツガイドラインを策定し、ガイドラインに沿って運営できるように各団体との連携を深めます。</p> <p>(2)段階的な休日のシズカツ展開</p> <p>エリア制部活動の取組について保護者、児童生徒へ周知するとともに、適切な条件が整ったエリアの種目からエリア制を展開します。また、休日の教員に代わる地域指導員の任用、配置を行うとともに、指導力向上のための研修を実施します。</p>

取組名	図書館サービスの推進【中央図書館】
概要	<p>読書を通じて、すべての市民が等しく文字・活字文化の恩恵を享受できる環境を整備し、知識基盤社会における知識・情報の拠点として市民の要請に応えるための図書館サービスを推進します。</p> <p>(1)ICT環境を利用した図書館サービスの推進</p> <p>① 電子図書館の導入とコンテンツの購入・提供により、誰もが情報を入手しやすく、市民の暮らしや仕事、まちづくりに役立つ環境を整えます。</p> <p>② 静岡に関係する電子資料の収集・作成を行い、提供します。</p> <p>(2)読書バリアフリー(視覚障害者、発達障害者等の読書環境の整備)の促進</p> <p>① 福祉資料(大活字本・LLブック等)の購入・活用を図ります。</p> <p>② 読み上げや文字の拡大機能付きの電子書籍を購入し提供します。</p>



取組名	高齢者学級、家庭教育学級、女性学級の開催【生涯学習推進課】
概 要	<p>高齢者、子どもの保護者、女性を対象に、それぞれの現代的課題に対する学習ニーズに応えるための取組を実施します。</p> <p>(1) 高齢者学級の開催</p> <p>高齢者が、新たな知識、技術を学ぶとともに、仲間づくりや異なる世代間の交流をとおり、豊かな人生を送ることを目的に、高齢者学級を開催します。</p> <p>(2) 家庭教育学級等の開催</p> <p>子どもの保護者が家庭教育に必要な現代的課題等について学び、仲間をつくることにより、子どもたちの健やかな成長を促し、豊かな人間性を育むことを目的に、家庭教育学級等を開催します。</p> <p>(3) 女性学級の開催</p> <p>女性が現代的課題等について学び、従来の役割分担意識を見直し、仲間をつくることにより、より一層社会に参画することを目的に、女性学級を開催します。</p>

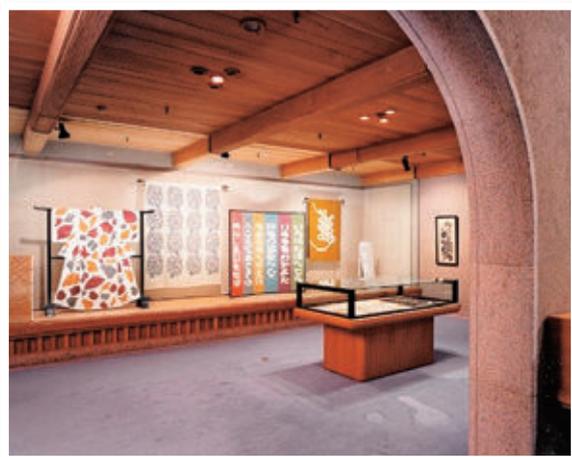
取組名	歴史・文化の振興・発信事業【文化振興課】【文化財課】
概 要	<p>ゆとりと潤いのある生活を営めるようにすること、本市の歴史・文化を後世へ永く伝えることを目的に、市民が歴史・文化に触れることのできる環境を整備するとともに、市内外へ積極的に発信していく取組を推進します。また、登呂博物館と芹沢銈介美術館が一体となって登呂エリアを活性化し、市民・子どもたちへのシビック・プライド(解43)の醸成を図ります。</p> <p>(1) 登呂博物館の運営</p> <p>特別史跡登呂遺跡の保存・管理活用及び、重要文化財を含む出土品の保管、展示・公開、講座等を開催します。</p> <p>(2) 芹沢銈介美術館の運営</p> <p>重要無形文化財保持者(人間国宝)で静岡市の名誉市民である芹沢銈介氏の作品及び収集品の展示・保管や講座等を開催します。</p>



取組名	スポーツ活動の推進【スポーツ振興課】
概要	<p>地域のスポーツ活動を推進するとともに、スポーツイベント等の開催により、スポーツをする機会を創出することで、誰もが健康で豊かな生活を実現します。</p> <p>(1)学校等体育施設の活用</p> <p>施設ごとに設置されている「学校等体育施設利用運営協議会」の活動を支援し、施設を整備することで、地域のスポーツ活動を推進します。</p> <p>(2)スポーツイベント等の開催</p> <p>誰もが気軽に楽しめるニュースポーツ体験会をはじめとしたスポーツイベントを開催することで、スポーツをする機会を創出します。</p>



登呂遺跡



芹沢銈介美術館展示室



第5章

計画期間内に重点的に取り組む事項

前述した時代の潮流、我が国を取り巻く社会経済情勢、第2期計画の振り返り等を踏まえ、本計画期間内において特に力を入れて取り組む事項を設定しました。

【基本的な方向性1】

〈子どもの知・徳・体の育成〉

急激な社会変化にも対応しながら、自らの豊かな未来を切り拓くことのできる力を持った子どもたちを育てる

本市児童生徒の学力は全国と比較し良好な状態にある一方で、身に付けた資質・能力の活用に関する授業づくりに依然として課題があるため、総合的な学力向上のための授業改善に取り組む必要があります。さらに、小中一貫教育や高等学校の特色化・魅力化を一層推進するとともに、グローバル化やデジタル化の進展に対応し、将来を担うことのできる人材を育成していく必要があります。

(1) 総合的な学力の向上

児童生徒に確かな学力を身に付けさせるために、「分かった」「できた」「活用できた」を実感できるよう組織的な授業改善に取り組むとともに、基礎的な学力に課題を持つ児童へ支援を行うことにより、本市全体としての学力の底上げを目指します。

また、地域や企業と連携し、多様な価値観や体験に触れる活動を通して、将来、社会的・職業的に自立し、自分らしく生きるための力を養うキャリア教育の視点に立った学びを充実させていきます。

(2) 国内外でグローバルに活躍できる人材の育成

異なる言語や文化の人を尊重しつつ、自信を持ってコミュニケーションをとることができるよう、授業や課外活動等において、児童生徒が英語や異国の文化に触れる機会を拡充します。さらに、様々な人との協働により、世界規模の視野と地域の視点を身に付け、静岡の未来を創造し、けん引することのできるグローバル人材を育成します。

(3) 静岡型小中一貫教育の推進

各小中一貫教育グループが「目指す子どもの姿」を地域・保護者と共有し、小中9年間の「たてのつながり」と、学校と地域の「よこのつながり」の「つながる力」を育てるとともに、地域ならではの特色ある教育活動に取り組むことにより、地域社会や世界で活躍する子どもを育成します。

(4) 教育DXの推進

ICTの効果的な活用により、一人ひとりの学習実態に応じた「個別最適な学び」と、多様な意見を共有し、協力しながら目標に向かって取り組む「協働的な学び」の一体的な充実を図ることで、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に取り組みます。また、インターネットのり



スクから身を守るだけでなく、自ら学び、創造し、社会参画するために、責任をもってデジタル技術を扱う行動規範等を学ぶためのデジタル・シティズンシップ教育や情報モラル教育を推進します。

(5) 特色ある高等学校教育の推進(高等学校の魅力化)

生徒の能力・適正、興味・関心等の多様化に対応した特色ある教育が求められる高等学校教育において、進学や就職に向けた生徒のニーズに対応し、それぞれの個性や能力を伸ばさせる魅力ある教育を推進します。

【基本的な方向性2】

〈一人ひとりの幸福の実現と多様性の尊重〉

誰もが幸せを感じながら生き生きと輝く、多様性を尊重した教育を推進する

特別な支援を必要とする子どもの増加や多様化のほか、いじめ、不登校といった問題行動の背景が複雑化・多様化しています。このため、個々のニーズに対応した支援、効果的な施策の実施など、誰一人取り残さない持続可能な取組を推進する必要があります。

(1) 特別支援教育の推進

特別な支援を必要とする子どもの増加や、これに伴い多様化する教育的ニーズに対応するため、専門人材の配置や教職員の専門性向上による授業改善に取り組みます。また、子どもの状況を的確に把握し、その都度必要としている教育的支援を提供できるよう、組織的な相談・支援体制を強化します。

(2) 個々のニーズ対応した教育の推進

いじめや不登校等様々な課題を抱えた児童生徒が安心して学校に通い、充実した生活を過ごすことができるよう、生活指導体制や相談体制の一層の充実を図るとともに、地域や関係機関と連携しながら、不安や悩みを抱える子どもやその保護者に寄り添ったきめ細かな支援を行います。

【基本的な方向性3】

〈教育環境の整備・充実〉

安全安心で魅力ある教育環境の整備と、信頼される学校づくりを進める

老朽化が深刻な本市の学校施設、設備を改善し、子どもたちが安心して学ぶことのできる環境を整える必要があります。また、変化の激しい社会を生き抜く力を持った子どもたちを育てるため、研修の工夫・改善等により、質の高い教職員の育成に取り組むとともに、働き方改革の推進により教職員の多忙感を解消することで、子どもと向き合う時間を創出し、教育の質を高めるなど、信頼される学校づくりを進める必要があります。

(1) 安全安心で魅力ある教育環境の整備

施設の老朽化が進む中、長寿命化や建替えなどによる老朽化対策を計画的に実施するとと



もに、バリアフリー化や脱炭素化、防災機能の強化など、新しい時代の学びを支える安全安心で快適な教育環境の整備に努めます。

(2) 教職員の資質向上と働き方改革の推進

ICTの活用や特別な支援を必要とする子どもへの対応のほか、ベテラン教職員の大量退職による若手教職員への教育観・指導技術の継承など、多様化・複雑化している教育課題に対応するため、静岡市教員育成指標に基づき、研修事業の一層の充実を図り、「学び続ける教職員」を育成します。また、教職員の長時間労働を是正し、子どもと向き合う時間や教職員の見聞を広げる時間を創出することで、教育の質を高め、児童生徒の資質・能力の向上を図ります。

【基本的な方向性4】

〈協働してつくる持続可能な学びの推進〉

地域全体で学び合い協働する環境づくりを推進する

学校や子どもが抱える複雑かつ困難な課題の解決のためには、学校だけで教育の全てを担うのではなく、学校・家庭・地域が連携し、社会総がかりで子どもの成長や健全な育成に関わる教育に取り組む必要があります。

(1) 学校と多様な主体との連携による子どもたちの学びの支援

学校を核とした地域全体で子どもたちを育てるため、地域住民などが主体的に学校運営に参画するコミュニティ・スクールの各中学校区への導入を促進するとともに、市内の各小中学校において地域学校協働活動を推進します。

(2) 部活動改革の推進

従来の学校単位で運営する部活動では持続可能と言えない状況であることから、子どもたちにとって価値ある活動を維持するため、まずは休日の部活動に代わり、地域で展開する新たな活動「シズカツ」を実施します。



オンラインを用いた児童生徒交流の様子



しずおか教師塾における人学講座の様子(講師:春風亭昇太氏)



第6章

計画の推進方策

基本的な方向性ごとに指標を設定し、毎年度定期的に状況を確認しながら、本市教育行政(方向性ごとの施策)の進捗度合いを評価します。

さらに、その評価結果を分析し、計画(各施策)の改善策と併せて公表することとします。

また、計画期間の中間年度である令和8(2026)年度には、前期の取り組みを振り返り、必要に応じて計画を見直すこととします。

方向性1

【子どもの知・徳・体の育成】

急激な社会変化にも対応しながら、自らの豊かな未来を切り拓くことのできる力を持った子どもたちを育てる

	指標項目	R4現状値 ※()は全国平均	目標値	
			令和8年	令和12年
1	国語、算数、数学の平均正答率の全国平均との差分 【文部科学省全国学力・学習状況調査】	【児童】 国語:66%(65.6%) 算数:63%(63.2%)	+1%	+2%
		【生徒】 国語:71%(59%) 数学:55%(51.4%)	+3%	+4%
2	将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合の全国平均との差分 【文部科学省全国学力・学習状況調査】	【児童】 78.4%(79.8%) 【生徒】 65.1%(67.3%)	+1%	+2%

方向性2

【一人ひとりの幸福の実現と多様性の尊重】

誰もが幸せを感じながら生き生きと輝く、多様性を尊重した教育を推進する

	指標項目	R4現状値 ※()は全国平均	目標値	
			令和8年	令和12年
1	自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合の全国平均との差分 【文部科学省全国学力・学習状況調査】	【児童】 80.4%(79.3%) 【生徒】 77.2%(78.5%)	+1%	+2%
2	学校に行くのは楽しいと思う児童生徒の割合の全国平均との差分 【文部科学省全国学力・学習状況調査】	【児童】 84.7%(85.4%) 【生徒】 81.3%(82.9%)	+1%	+2%



方向性3

【教育環境の整備・充実】

安全安心で魅力ある教育環境の整備と、信頼される学校づくりを進める

	指標項目	現状値	目標値	
			令和8年	令和12年
1	「子どもと向き合う時間」や「指導準備時間」が十分確保できていると感じている教員の割合 【静岡市教職員課調べ】	38% ※数値はR3	70%	80%
2	小中学校校舎におけるトイレ長寿命化率 【静岡市教育施設課調べ】 ※長寿命化率とは… 校舎にあるトイレのうち、便器の洋式化や床の乾式化、給排水設備の更新などの改修工事を実施した箇所の比率 ※()は洋式化率	45.3% (64%)	59.8% (72%)	74.3% (80%)

※現状値は注意書きがない場合は令和4年度の数値

方向性4

【協働してつくる持続可能な学びの推進】

地域全体で学び合い協働する環境づくりを推進する

	指標項目	R4 現状値	目標値	
			令和8年	令和12年
1	地域学校協働本部やコミュニティ・スクールなどの仕組みを生かして、保護者や地域の人との協働による活動(学校の美化、登下校の見守り、学習・部活動支援、放課後支援、学校行事等)を行ったと答えた学校の割合 【文部科学省全国学力・学習状況調査】	66.4%	100%	100%

1 教育基本法第17条第2項

第1項で、政府は教育の振興に関する基本的な計画を策定することが定められており、地方公共団体は、これを参酌して、地域の実情を加味した教育振興に関する基本的な計画を定めるよう努めることとされている。

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項

教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することが定められている。

3 SDGs

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までの国際目標。

4 Society5.0

サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会のこと。

5 IoT(Internet of Things)

現実世界の様々なモノが、インターネットとつながること。

6 ビッグデータ

デジタル技術の普及によって扱うことができるようになった膨大なデータ群のこと。

7 AI(Artificial Intelligence)

人工知能。人間の思考プロセスと同じような形で動作するプログラム(あるいは人間が知的と感じる情報処理・技術といった概念のこと)。

8 生産年齢人口

生産活動の中心になって支える人口のこと。経済協力開発機構OECDは15～64歳と定義。

9 ウェルビーイング

身体的・精神的・社会的に良好な状態にあること。

10 中央教育審議会

文部科学大臣の諮問に応じて教育、学術、文化に関する基本施策について調査審議し、提言する諮問機関。

11 GIGAスクール構想

全国の児童生徒に一人一台のコンピューターと高速ネットワーク環境の整備等を行う文部科学省の取り組みのこと。これにより、多様な子どもを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力を一層確実に育成できるとしている。

12 文部科学省CBTシステム

児童生徒が学校や家庭において、国や地方自治体等の公的機関等が作成した問題を活用し、オンライン上で学習やアセスメントができる公的プラットフォームのこと。

13 コミュニティ・スクール

保護者や地域住民等が一定の権限と責任をもって学校運営に参画する「学校運営協議会」を設置した学校のこと。学校と地域が育てたい子ども像や目指すべき教育のビジョンを共有し、目標の実現に向けて連携・協働することで、「地域とともにある学校づくり」を目指す。本市では、小中一貫教育グループを基盤に中学校区を単位としたコミュニティ・スクールの導入を推進している。

14 地域学校協働活動

幅広い地域住民等の参画により、地域全体で未来を担う子どもたちの学びや成長を支え、るとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が連携・協働して行う様々な活動のこと。本市では、令和2年度から「学校応援団推進事業」と「放課後子ども教室推進事業」とを統合し、「地域学校協働活動推進事業」として実施している。

15 社会教育士

社会教育主事講習及び養成課程の学習効果が社会で認知され、広く社会における教育活動に活かされるよう、社会教育主事講習等規程の改正により、講習の修了証書授与者が「社会教育士(講習)」と、養成課程の修了者が「社会教育士(養成課程)」と称することができるようになった。

16 全国学力・学習状況調査

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るため、小学校第6学年及び中学校第3学年を対象に文部科学省が実施する悉皆調査のこと。

17 静岡型小中一貫教育

小学校と中学校が、地域・保護者と「願う子どもの姿」を共有し、9年間連続して学べる地域の特色ある教育を通して、地域と共に『たくましくしなやかな子どもたち』の実現を目指す取組のこと。

18 グローカル

グローバルとローカルを掛け合わせた造語で、世界基準で物事を考えながら地域視点で行動するという考え方のこと。

19 GET(Global English Teacher)

英語が堪能で海外生活経験等がある地域人材のこと。

20 外国語指導助手(ALT:Assistant Language Teacher)

小中高等学校の英語の授業などで日本人教員を補佐して、生きた英語を子どもたちに伝えるために配置される英語を母国語とする外国人のこと。

21 サポートルーム

小学校内に教室以外の居場所を設置し、不登校あるいはその傾向のある児童が相談に訪れたり、それぞれにニーズに応じた過ごし方や学習ができるようにしたりして、児童の心の安定と自立を図る場所のこと。

22 教育相談員

いじめや不登校などの問題を抱える児童生徒に積極的に寄り添い、教職員及びスクールカウンセラー等の学校関係者と連携して、相談活動、情報収集及び学習支援等を行うために学校に配置される外部人材のこと。

23 訪問教育相談員

不登校児童生徒への訪問及び面談を通じて、児童生徒やその保護者の孤立感を解消するとともに、そのニーズ、特性、状況に合ったサポート資源にマッチングし、不登校児童生徒の問題の改善を図るために学校に配置される外部人材のこと。

24 スクールソーシャルワーカー(SSW)

学校等において福祉相談業務に従事する社会福祉士などの福祉職の専門家のこと。学校と児童相談所などの外部機関との連携関係の構築や、福祉的援助の必要性が認められる家庭への自立支援相談などを行う。

25 校務支援システム

教務系(成績処理、出欠管理、時数管理等)、保健系(健康診断票等)、学籍系(指導要録等)、学校事務系など統合した機能を有したシステムのこと。校務における業務負担の軽減に加え、情報の一元管理及び共有をすることができる。

26 放課後子ども教室

開設した学校の1年から6年までの全児童を対象として、地域住民の参画により通い慣れた学校の施設を利用して、豊かな放課後の体験の場、交流の場を提供する社会教育事業のこと。

27 PDCAサイクル

①業務計画(plan)を立て、②業務を実行(do)し、③実行した業務を評価(check)し、④次の計画の改善(act)に役立てるというもので、もともとは生産・品質管理などの業務管理手法のひとつ。

28 ティームティーチング

1つの学習集団に対し2人以上の教師が協力して指導すること。

29 キャリア教育

一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育のこと。

30 パスファインダー(pathfinder)

path(道)とfinder(発見者)の合成語で、探検者・開拓者という意味があり、静岡市の図書館では、特定のテーマについて関連する文献・情報の調べ方を案内する「情報探索の道しるべ」のことを指し、『ブック通リスト+(プラス)』と名前を付けている。

31 わくわく給食プロジェクト

給食がおいしく楽しい時間となるよう静岡の自慢の食材を使った特別な給食を提供し、給食を通じて静岡への愛着と誇りを持つ子どもたちを育成する取組のこと。

32 幼小接続

幼児期の教育(幼稚園・保育所・認定こども園における教育)と小学校における教育の円滑な接続のこと。

33 ティーチングアシスタント(TA:Teaching Assistant)

大学教授や高等学校教員が行う講義や実験、授業等を現場で補助する者のこと。

34 教育DX

教育現場において、データとデジタル技術の活用によって、学校教育のあり方や教育手法の変革を行うとともに、デジタル技術を活用した教育を行うこと。

35 特別支援教育コーディネーター

各学校で特別支援教育のコーディネーター的な役割を担う教員のこと。各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内就学支援委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う。

36 インクルーシブ教育

障害の有無によらず、誰もが地域の学校で学べる教育のこと。2011年8月に施行された改正障害者基本法に、その理念が盛り込まれた。

37 スクールカウンセラー

カウンセリング機能の充実を図るために学校に配置される、臨床心理に専門的な知識・経験を有する学校外の専門家のこと。

38 適応指導教室

不登校状態にある小中学生に対して、学校生活への自発的な復帰や、社会的自立への支援をするために、個別カウンセリング、学習支援、集団への適応力をつけるための活動等を行い、在籍校と連携を取りつつ組織的かつ計画的に運営する教室のこと。本市では「ふれあい教室」(葵区)、「かがやく教室」(駿河区)、「はばたく教室」(清水区)の3教室を有する。

39 共同学校事務室

複数校の事務職員が定期的集まり、事務職員の育成や各校の事務業務を共同処理する体制のこと。平成29年3月に改正された地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定された。

40 スクールロイヤー

学校で発生する様々な問題について、子どもの最善の利益を念頭に置きつつ、教育や福祉等の視点を取り入れながら、法的観点から中立の立場で学校に助言を行う弁護士のこと。

41 学校応援団

地域ボランティアによる登下校の見守りや読み聞かせ、授業補助などの学校を支援する活動のこと。学校の教育活動の質を高めるとともに、子どもたちの規範意識や社会性を育て、家庭や地域の教育力の向上を目指す。

42 シズカツ

「近隣校グループを1つのエリアとしたチーム編成」と「部活動指導員、希望する市民や兼業教員などの地域指導員」の2つの方策により「将来にわたって、中学生がスポーツ・文化芸術に親しめる機会」を保障し、持続可能なものにする部活動の地域展開モデルのこと。

43 シビック・プライド

シビック(市民の、都市の) + プライド(誇り)を合わせた言葉。「このまちをより良い場所にするために自分自身が関わっている」という当事者意識を伴う自負心のこと。

【参考②】計画策定の経緯

月 日	事 項
令和3年5月31日	教育委員会協議会①(計画の基本的な考え方等について)
7月8日	第1回庁内計画策定委員会・作業部会合同会議【庁内】
10月8日	教育委員会協議会②(第2期計画の振り返り等について)
10月下旬～11月上旬	小中学校PTA会長、副会長からの意見聴取(アンケート)
11月～12月	<p>○有識者・関係者ヒアリング</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学識経験者 常葉大学副学長 安藤雅之氏 ・学識経験者 静岡大学教育学部 准教授 島田桂吾氏 ・市校長会、市園長会 ・男子体操競技強化本部長 / 代表監督 水鳥寿思氏 ・静岡市自治会連合会長 瀧義弘氏 ・静岡商工会議所青年部 ミナシアBASE代表取締役 岡山晃一郎氏
12月24日	教育委員会協議会③(アンケート、ヒアリング結果について)
令和4年1月18日	教育委員会協議会④(計画骨子素案について)
1月21日	第2回庁内計画策定委員会・作業部会合同会議【庁内】
1月下旬～2月上旬	市内小中学校長からの意見聴取(計画骨子素案について)
2月18日	教育委員会協議会⑤(計画骨子素案について)
2月下旬～3月上旬	学識経験者意見聴取(計画骨子素案について)
3月7日	静岡市社会教育委員会議①(計画骨子素案について)
8月9日	教育委員会協議会⑥(計画骨子について)
8月19日	第3回計画策定委員会・作業部会合同会議【庁内】
10月5日	第4回計画策定作業部会【庁内】
10月18日	教育委員会協議会⑦(計画案、アクションプラン案について)
10月20日	静岡市社会教育委員会議②(計画案、アクションプラン案について)
11月7日	学識経験者との意見交換(計画案、アクションプラン案について)
11月9日	教育委員会協議会⑧(計画案、アクションプラン案について)
11月29日	教育委員会協議会⑨(計画案、アクションプラン案について)
12月7日	重要政策検討会議(計画案について)
12月21日～令和5年1月20日	パブリックコメント 75人から339件の意見提出
2月3日	教育委員会協議会⑩(パブリックコメント報告)
2月24日	教育委員会臨時会(第3期静岡市教育振興基本計画の決定)
3月6日	経営会議(第3期静岡市教育振興基本計画の決定)

本計画を策定するにあたっては、多くの方々からご意見をいただきました。
感謝申し上げます。



第3期静岡市教育振興基本計画

発行：令和5年3月

編集：静岡市教育委員会事務局 教育局 教育総務課

所在：〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号

TEL 054-354-2505

